

「人権教育」について ～ 文部科学省のホームページ（HP）から ～

平成 7 年（1995 年）～平成 16 年（2004 年）「人権教育のための国連 10 年」国連決議

平成 9 年（1997 年）7 月「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定

平成 12 年（2000 年）12 月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

※人権教育・人権啓発をうたった国内初の法律で、人権教育を推進していく根拠法

平成 14 年（2002 年）3 月 「人権教育・啓発に関する基本計画」

この基本計画に書かれた人権課題 ※2002 年以來改訂なし

- (1)女性 (2)子ども (3)高齢者 (4)障害者 (5)同和問題 (6)アイヌの人々
- (7)外国人 (8)HIV 感染者・ハンセン病患者等 (9)刑を終えて出所した人
- (10)犯罪被害者等 (11)インターネットによる人権侵害 (12)その他

平成 16 年（2004 年）3 月「人権教育の指導方法等の在り方について」第 1 次とりまとめ

平成 18 年（2006 年）3 月「人権教育の指導方法等の在り方について」第 2 次とりまとめ

平成 20 年（2008 年）3 月「人権教育の指導方法等の在り方について」第 3 次とりまとめ

平成 21 年（2009 年）10 月「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」

平成 25 年（2013 年）10 月「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」

平成 23 年（2011 年）度～「人権教育研究推進事業・人権教育研究指定校」の指定

次ページからわかる範囲で「人権教育研究指定校」の実践事例をまとめておきます。

◎平成 23 年（2011 年）度～平成 27 年（2015 年）度の HP 上の実践事例

285 学校のうち、“ハンセン病”の記述がみられる学校は 18 学校

小学校

- ① 小学校 5 年生が隣の県のハンセン病療養所に行き取材しプレゼン（総合？）
- ② ゲストティーチャーからの話と調べ学習（総合）
- ③ 小学校 5 年生がハンセン病回復者の方との交流（総合）
- ④ 5 年生がハンセン病について学び隣のハンセン病療養所を訪問し学びを深める
(総合 37 時間)

中学校

- ⑤ 地域のハンセン病療養所との交流、ミニコンサートの実施（総合）
- ⑥ フィールドワークで特別支援学校の中学部生徒が国立ハンセン病資料館を訪問
(東京都教育委員会の「人権教育プログラム」の一環、総合？)
- ⑦ 人権週間に向けた取り組みで、全国人権作文コンクール作品の活用（朝学習）
- ⑧ 学年別年間学習指導計画に人権課題としてハンセン病を位置づけ（総合）
- ⑨ 結婚差別の学習の中で講師からハンセン病の講話（学級活動）
- ⑩ 人権学習月間で部落差別の問題とハンセン病問題の講話（道徳、学級活動、総合）
- ⑪ ハンセン病についての講演と人権劇の観劇（総合？）
- ⑫ 学区の合同文化祭で「ハンセン病を知っていますか」の人権劇に取り組む（総合）
- ⑬ 国立ハンセン病療養所と交流するボランティア部が学び、取材し、指導者・コーディネーターとして全校道徳でハンセン病の学習や塔さんの詩の朗読会を開く（道徳）
- ⑭ ハンセン病療養所での現地学習会で学んだことを人権劇として文化祭で発信（総合）
- ⑮ ハンセン病について学び地域にあるハンセン病療養所で講話を聴く（道徳、総合）

高校

- ⑯ 地方法務局職員からのハンセン病患者に対する偏見の説明（人権講話）
- ⑰ 人権講話を実施、事後アンケート（ホームルーム、学校行事）
- ⑱ 文化祭で同和問題、外国人、障がい者とハンセン病問題等の展示（学校行事）

◎平成 28 年（2016 年）度～平成 30 年（2018 年）度はHP上では人権課

題別に掲載されていないのでハンセン病問題の実践事例は不明です

※令和 2 年（2020 年）度から“H I V”と“ハンセン病”分けられて集計されるようになり、HP上には令和 3 年（2021 年）度と令和 4 年（2022 年）度の「人権教育に関する特色ある実践事例」が掲載されています。各事例ごとに、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による解説コメントがついています。

令和元年（2019 年）度 ⇒ “H I V・ハンセン病感染者等” に取組んだ人権教育研究指定校
= 38校 / 110校中

※取組みの概要はHP上でわかりませんでした

令和 2 年（2020 年）度 ⇒ “ハンセン病感染者等” に取組んだ人権教育研究指定校
= 14校 / 33校中

※取組みの概要はHP上でわかりませんでした

令和 3 年（2021 年）度 ⇒ “ハンセン病感染者等” に取組んだ人権教育研究指定校
= 16校 / 48校中

※16校中、最も重要な人権課題として取組んだ学校は5校

令和 4 年（2022 年）度 ⇒ “ハンセン病感染者等” に取組んだ人権教育研究指定校
= 24校 / 48校中

※24校中、最も重要な人権課題として取組んだ学校は2校

◎ 令和3年（2021年）度の人権教育指定校のハンセン病問題への取組みの概要

※網掛けは、ハンセン病問題を最も重要な人権課題として取組んだ学校

No.	小中高別	対象学年	取り扱った教科等	内 容	他教科との関連
1	小	小5・6年	体育（保健）	動画の視聴	保健の発展学習
2	小	小6	総合11コマ	資料、ゲストティーチャー（北条民雄の話）回復者とのオンライン交流、「人権CM」を作成し近隣校に発信	社会科の憲法学習「基本的人権の尊重」
3	小	小6	総合10コマ	調べ学習、絵本作者の講話、世界人権宣言の活用、コロナにかかわる看護師の講話、地域ケーブルTVで町民に発信	
4	小	小6	社会、総合3コマ～	資料学習、患者と家族の声を読み考え話合う、国立ハンセン病資料館学芸員オンライン授業	道徳 内容項目 D19
5	小	小5	総合	DVD 視聴、探究活動、発表会	社会科
6	中	中1・2年	総合、朝読書	自作資料や厚労省パンフ、回復者の作品の読み聞かせ	道徳
7	中	中1	総合3コマ	資料、地域の療養所について知る	社会科「基本的人権」
8	中	全学年	総合2コマ	動画視聴、教育講演会	社会科公民
9	中	中3	道徳3コマ	厚労省パンフ、ハンセン病支援協会会長の著書の活用	保健体育
10	中	中2	道徳、学活、総合5コマ	ゲストティーチャー、家族差別を考える	
11	中	中3	総合	教職員の事前研修、学芸員のオンライン講義	社会科「基本的人権」
12	中	中2	総合・国語	調べてポスターセッション、療養所回復者とのオンライン交流、国語科で短歌の作成・発信	
13	中	中2	社会	国立ハンセン病資料館学芸員オンライン授業	道徳、総合、特活他
14	高	高1	ホームルーム	講師とオンライン交流	保健体育
15	高	高1	総合	映像教材、スライド資料	国語、英語
16	高	全校、	LHR	数校の合同で高校が映画「あん」を鑑賞、LHRで意見交換	保健体育

◎ 令和4年（2022年）度の人権教育指定校のハンセン病問題への取組みの概要

※網掛けは、ハンセン病問題を最も重要な人権課題として取組んだ学校

No.	小中高別	対象学年	取り扱った教科等	内 容	他教科との関連
1	小	小5・6年	体育（保健）	動画の視聴 （指定1年目とほぼ同じ内容）	保健の発展学習
2	小	小6	学級活動 3コマ	「あなたたちに伝えたいこと」 を読む、「壁をこえて」視聴	社会「基本的人権」、総合
3	小	小5	道徳	宿泊拒否事件の読み物、きみ江 さんの話、憲法、世界人権宣言	総合
4	小	小6	道徳、総合 2コマ	調べ学習、「小さなかけ橋」を 読む、コロナの話	保健体育
5	小	小6	道徳 2コマ	「心の架け橋」を読み話し合い	保健体育
6	小	小6	社会、総合 3コマ～	資料学習、患者と家族の声を 読み考え話合う、国立ハンセン病 資料館学芸員オンライン授業 （指定1年目とほぼ同じ内容）	道徳 内容項目 D19
7	小	小6	総合	資料学習、全校児童への発信	社会
8	小	小6	総合8コマ	教員が国立ハンセン病資料館 で研修を受け授業を実施、視聴 覚教材の活用	社会「基本的人権」
9	中	全学年	読み聞かせ	人権講話内で人権作文コンテ ストDVDを視聴、厚労省パンフ の使用、職員・読書ボランティア の読み聞かせ（学年別）	保健体育
10	中	中1	道徳	自作のスライド活用、回復者の 詩の鑑賞、掲示物の作成	社会「基本的人権」
11	中	中2	道徳、学活、 総合	DVD視聴（道徳）、資料学習（総 合）、読み物（道徳）、療養所 回復者とオンライン交流（総 合）	
12	中	中2	総合7コマ	映像資料、人権講演会、療養所 回復者とオンライン交流、話し 合い	道徳「北条民 雄」
13	中	中3	道徳	DVD視聴、グループ討議、 学校公開日に実施	社会「基本的人権」
14	中	中3	総合	療養所学芸員のオンライン講 義、修学旅行で療養所訪問	社会「基本的人権」

15	中	中3	社会公民	裁判を題材に学習	
16	中	中1	総合	(指定2年目)前年度の2年生が作成した短歌集の活用、個人レポートの作成、回復者とのオンライン交流、まとめとしてリーフレットづくり	社会科
17	中	中2	総合	動画視聴、弁護士・学芸員の講義、新聞の作成	道徳
18	中	中1	社会1コマ	映像資料、人権作文コンクール入選作品の朗読、	保健体育
19	中	中2	道徳	人権擁護委員の人権教室、動画視聴と研修経験のある教員の授業、療養所学芸員とのオンライン研修	社会、学活
20	高	高1	ホームルーム	感染症と人権のテーマでコロナと結びつけ学習	保健体育
21	高	高1	ホームルーム	塔和子さんの作品鑑賞、地元広報誌の活用	国語
22	高	高2	政治経済	国立ハンセン病資料館とオンラインでつなぎ教職員の事前研修を実施、映画「あん」の視聴、予防法・首相談話の読み取り、憲法学習	現代社会
23	高	養護学校 高3	保健体育	動画視聴、意見交換	総合「多様性」
24	高	全学年	夏季連携講座	「国立ハンセン病資料館スタディツアー」の実施、教職員の 下見・打合せ	公共、 政治経済

◎令和元年（2019年）6月「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」

判決の受け入れ後の文部科学省の動き

令和元年（2019）7月12日

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受け入れに当たっての内閣総理大臣談話」

令和元年（2019）8月30日

「ハンセン病に関する教育の実施について」（文部科学省 通知）

令和元年（2019）10月

「文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」

（座長＝文部科学大臣政務官、事務局長＝総合教育政策局長、構成員＝初等中等教育局長、高等教育局長）

の活動開始

※令和元年（2019）10月～令和3年（2021）9月までの間に、
有識者ヒアリングを含む会議を9回と、関係施設6か所の視察を行う

令和3年（2021）年8月16日

「ハンセン病に関する教育の更なる推進について」（文科省、厚労省、法務省の3省通知）

令和4年（2022）年7月22日

「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」（文科省、厚労省、法務省の3省通知）

令和5年（2023）年3月

「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書」

※具体的な提言

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の改訂
- ・偏見差別の現状を把握する住民意識調査の実施→インターネット調査の結果は先日報告
- ・学校における差別被害の実態調査の実施
- ・ハンセン病人権教育実施状況の全国調査の実施
- ・検定教科書の記述の充実
- ・次の改訂学習指導要領に紙幅をとって明記（次の改訂は2026年ころ？）
- ・授業担当者等の研修で意欲と授業力の向上
- ・ハンセン病人権学習に役立つ授業実践例や学習資料等を国がまとめて刊行 などなど

令和5年（2023）年11月30日

「ハンセン病に関する教育の更なる推進について」（文科省、厚労省、法務省の3省通知）

「ハンセン病は骨が溶ける」小学校で誤解招く授業

朝日新聞 2014年6月6日 13時52分

福岡県内の小学校で昨冬、人権教育を担当する40代の男性教諭が6年生の授業でハンセン病を取り上げた際、説明がうまく伝わらず、児童が「骨が溶ける病気」などと思い込んでしまっていたことがわかった。別の担任教諭が、こうした内容を書いた児童の感想文を熊本県合志市の国立ハンセン病療養所「菊池恵楓（けいふう）園」に郵送していた。

福岡県教育委員会は今年4月、「指導が不十分で、児童に誤解を招いた」と園側に謝罪した。

県教委などによると、男性教諭は昨年11月、6年生の社会科で、ハンセン病への偏見や差別をテーマに授業。自作のスライドで、過去にあった誤った認識として、「風邪と一緒に、菌によってうつる。手足の指とか身体が少しずつとけていく」などとされていたと紹介した。そこから認識が間違っていることや差別について考える授業を展開しようとしていたという。

しかし、授業の10日後、別の担任教諭が児童に感想を書かせたところ、半数以上にあたる10人近くの児童が「もし友達がハンセン病にかかったら、私は離れておきます。理由は、怖い病気だからです」「ハンセン病は骨が溶ける病気」などを書いてきた。担任教諭は昨年12月、この感想文を男性教諭に見せないまま、恵楓園に送っていた。担任教諭は内容に間違いがあるとわからなかったという。

日本ハンセン病学会のホームページや厚生労働省によると、ハンセン病は「らい菌」による感染症だが、感染力が弱い。感染で骨が溶けることはない。

恵楓園入所者自治会の志村康会長（81）は感想文を読んで危機感を覚え、担任教諭に手紙を送ったが返事がなかったため、今年4月に福岡県教委に手紙を送ったという。志村さんは「誤った理解を持った子どもは親に誤ったことを話すはず。差別の連鎖を教育の場が作り出してしまっている。中途半端な教育ならしないほうがまだいい。教師もきちんと学んでほしい」と話す。こうした件を受け、自治会では正しい理解を広めるため、教育用DVD作成などに取り組むことにした。

男性教諭は今回の授業を含め、6年生に4回の授業を行った。福岡県教委は、すでに中学校に進学した生徒に正しい知識を伝えるため、この小学校がある地元教委に、全中学校での授業実施を依頼。また、恵楓園と相談しながら教師用指導資料を作る方針という。

第2学年 学習指導案（札幌弁護士会憲法出前授業）

日 時：○年○組＝20○○年○○月○○日（○） 3～4校時

授業者：手 嶋 和 之（○○中学校教諭）

○ ○ ○ ○（札幌弁護士会）

○ ○ ○ ○（札幌弁護士会）

○ ○ ○ ○（札幌弁護士会）

○ ○ ○ ○（札幌弁護士会）

1. 主題名 人権学習（憲法の理念）

題材名 「“個人の尊重”と“公共の福祉”について考える」

2. 題材設定の理由

日本国憲法は個人の権利を国家権力が侵害しないように国家権力を制限・規制している立憲主義的憲法であり、国民一人ひとりの人間としての尊厳を保障する「個人の尊重」の理念をうたった憲法である。しかし、「公共の福祉」を実現するためには個人の権利は制限されるという解釈が「ハンセン病隔離政策」における「無らい県運動」に見られた。

この「無らい県運動」は、「公共の福祉」と「社会防衛」を理由にすべてのハンセン病患者を見つけ出し、終生療養所に閉じ込め絶滅させる「絶対隔離絶滅政策」を推し進める運動として、全国各地で官民一体の運動として展開された。国は地域住民を運動の協力者に仕立て上げ、地域住民は社会を守ろうとする「使命感」から自分たちが加害者であるという認識の欠如したまま、いわば思考停止状態で「絶対隔離絶滅政策」に加担する。そして、病気になった人間の尊厳を奪い、また、その家族の地域社会での居場所を奪い、あるべきはずの人生を奪った。国民を巻き込んだ未曾有の国家による人権侵害がこの「ハンセン病隔離政策」であり、その患者や家族たちがその後どういった人生を生き、今どうしているのだろうかということに国民の多くが思いを馳せなかったのである。こういった「個人の尊重」という憲法の理念をないがしろにする出来事が再び起こりうる社会の構造や住民意識は、今も温存されているのではないかと考える。

そこで、子供たちに日常生活の中で起こりうることとして、当事者と非当事者のそれぞれの立場にたって想像力を膨らませて考えさせる題材を与え、間違った情報や法律により“公共の福祉”と“社会防衛”を理由に自分自身も意識しないまま「個人の尊重」という憲法の理念をないがしろにする加害者になりうることに気付かせたい。また、それに気付くためには当事者の視点で考えてみる事が大切であることを理解させ、他人が不当な取り扱いを受けたことについて憤りをおぼえる「人権感覚」を意識させたい。また、「想像すること」「考えること」ことが、人権感覚を磨き、偏見や差別のない人権が最大限に尊重される社会を創造していく力になることにも気付かせたい。

3. 生徒の実態

～ 略 ～

4. 本時のねらい

間違った情報により、自分自身が意識しないまま偏見や差別意識を持ち、人権侵害の加害者になりうることに気付く。そして、病気や障がいに対して偏見や差別意識を持たないためには、科学的知見に立った正しい知識や情報、そして、人権について最大限に配慮することが重要であることをハンセン病の事実から学ぶ。

また、「公共の福祉」の考え方は、全体(多数派)の利益のためには個人(少数派)は多少犠牲になっても構わないということだけでなく、個人の尊厳を保障することを大前提としてすべての人の人権をバランスよく調整しながら公平に保障していくことをめざす考え方であることを理解する。そのためには、当事者の立場にたって想像し、無関心にならずに考え続けていくことが必要であることに気付く。

5. 本時の展開

段階	教師側の活動・主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点	進行時間
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の方たちの紹介と挨拶 ・ “公共の福祉”の意味について、まず問うて考えさせる。 ・ 今日には憲法に関係した人権学習で、“個人の尊重”と“公共の福祉”について考えることがテーマであることを伝える(掲示)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共はみんなの意味では？ ・ 公共は市役所という意味では？ ・ 福祉は困った人へのサービス？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国語の辞書で調べると“公共”は“社会一般”、“福祉”は“幸福”、で、合わせて“公共の福祉＝社会一般の幸福”である、程度の説明にとどめる。 ・ 詳しくは後で弁護士の先生から説明があることを言うておく。 	手嶋 5分
展開① 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある病気について、下記の5つの情報を掲示し、この情報をもとに小グループで話し合いを進めていくことを説明する。 <p>ある病気についての5つの情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 強い感染力を持つ病気で、予防にはとにかく消毒が必要である ② 家族内感染をする家筋・血筋の病気である ③ 昔からある病気で、治らない病気である ④ 発病した人は、その人を隔離するための施設に入ることが法律で決められている ⑤ この病気になることは日本人として大変はずかしいことである <ul style="list-style-type: none"> ・ この5つの情報について、一つひとつ説明する。 ・ 小グループになりプリントに沿って話し合っていくことを指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デング熱や鳥インフルエンザのことを口にする生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空の病気であることを説明、想像力を働かせて考えてほしいことを伝える。 ・ イメージとして時事問題であるエボラ熱関係の防護服で消毒している写真を数枚見せる。 ・ 病気の症状についてはあえて言わない。 ・ 5つの情報が十分理解、浸透するよう説明する。 ※5つの情報について、矛盾点を指摘する生徒がいるかもしれないが、もしいたら、それは後で聞く、と伝える。 ・ 小グループの作り方を説明し、各グループの司会を決定させる。 ・ もしもの話なので、想像力を働かせて話し合うように言う。 	手嶋 8分
展開② 小グループ	<p>プリント①を配布</p> <p>Q1. この病気からわたしたちや社会を守るためには、どのようなことをしたらよいですか？思いつくことをグループ内で出し合ってください。</p> <p>◎3～4グループに発表させる ⇒プリント①を回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ みんなで見つけ出し通報する ・ 病人を施設にどんどん入れ出さない ・ 家族も施設に入れさせる ・ 菌のいそうな所を徹底的に消毒する ・ 病気の人に近づかないようにする ・ 病気の研究を進めて早く特効薬をつくる など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふつうに生活する人の立場」で考えさせるので、社会防衛及び公共の福祉(社会一般の幸福)のためにどうしたらよいか、感染力が非常に強いこと、家族内感染が多いこと、施設に入ることが法律で決められていること等を強調して説明し、話し合いを促す。 	弁護士① 10分

段階	教師側の活動・主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点	時間
展開③ 小グループ	<p>プリント②を配布</p> <p>Q2. 同じ学級のいつも一緒に遊んでいたAさんがこの病気であることがわかり、担任の先生はAさんに対してもう学校には来ないようにと言いました。しかし、次の日、Aさんは学校に来てしまいました。さて、あなたはAさんにどう接しますか？</p> <p>◎3～4グループに発表させる</p> <p>Q3. あなたの家はAさん家の近所です。Aさんは両親と弟の4人家族でした。保健所の人がたくさん来て徹底的に家の中を消毒する騒ぎになりました。そこで、あなたの家の方は、AさんやAさんの家族に対してどんな言動をとると思いますか？</p> <p>◎3～4グループに発表させる ⇒プリント②を回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少し声をかけるが、近づかないようにする ・先生と同じようにもう学校に来るなと言う ・施設に早く入った方がいいと言う ・無視する ・めいわくだと言う など <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんともう遊ぶと言う ・Aさんの家はどっかに引っ越してほしいと言う ・Aさんの家には近づくな、家の前を歩くなと言う ・Aさんの弟とも遊ぶと言う ・かわいそうだけどしょうがないと言うなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・「級友の立場」で考えさせるので、担任の先生が学校に来るなど言ったことを強調し、Aさんがその言いつけを破って登校していることも強調する。 ・感染力が非常に強いこと、家族内感染が多いこと、施設に入ることが法律で決められていること、文明国家日本として恥ずかしい病気であること等を強調して説明し、話し合いを促す。 ・消毒により近所で大騒ぎになり、話題になっていることを強調。 	弁護士② 15分
展開④ 個人	<ul style="list-style-type: none"> ・小グループ討議を終了し、個人で考えさせる。 <p>プリント③を配布</p> <p>Q4. 自分がこの病気であると医者に宣告され、プリント①②で考えたことを自分にされたらどんな気持ちになり、どんな行動をとりますか？</p> <p>◎3～4人に発表させる</p> <p>Q5. 自分が病気になった立場では、級友や地域の人々に対し、どんな気持ちになりますか？</p> <p>◎3～4人に発表させる ⇒プリント③を回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺したい気持ちになる ・施設に入る ・他の医者を受診して確かめる ・恥ずかしい気持ちになる ・知らない土地に逃げる など <ul style="list-style-type: none"> ・級友にも地域の人たちにも二度と会いたくない気持ちになる ・姿を見られたくないと思う ・うらむ気持ちを持つと思う ・しょうがないと思う など 	<ul style="list-style-type: none"> ・小グループの形をもとにもどす。 ・「自分が病気になった立場」で考えさせるので、プリント①やプリント②に書かれた事柄をもう一度全体で確認してから、プリント③に個人で取り組ませる。 	手嶋 12分 チャイム 休憩5分
展開⑤ 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の5つの情報が矛盾だらけで間違いであることを告げ全体で質疑応答をしていく。 <p>Q6. 最初の5つの情報で、おかしいと思ったところがありましたか？ ありませんでしたか？ どんな点がおかしいですか？</p> <p>◎全体で質疑応答</p> <p>Q7. Aさんやその家族がされたであろうと考えたことは、その人の人間としての大切な権利を奪っていると思いませんか？ また、どんな権利を奪っていますか？</p> <p>◎全体で質疑応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先生が出してきたんだから深く考えなかった ・だれにでもうつりやすい病気なのに家筋、血筋の病気というのはおかしいと思った ・治らないのであれば施設から一生でられないということになりおかしいと思った ・病気が恥ずかしいというのはおかしいと思った など <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな自由を奪っていたと思う ・幸せになるためのいろいろな権利を奪っていたと思う ・その病気がなくなれば解決すると考え、その人の存在や人権のことは考えもしなかった ・病人に対してこの扱いは考えてみたらひどいと思う など 	<ul style="list-style-type: none"> ・最初から矛盾していて、おかしいと思ったか、思わなかったかを聞く。おかしいと思ったのに何も指摘しなかった者がいた場合は、なぜ指摘しなかったのか問う。 ・おかしいところの指摘が生徒側から出ないのであれば、教師側から解説しながら指摘し理解させる。 ・弁護士より、奪われた権利について憲法の条文を見ながら確認させる。(11条、13条、14条、18条、22条、26条、31条など) ・社会防衛、公共の福祉(社会一般の幸福)のために、良かれと思って考えたことが実はとんでもない人権侵害であったことに気付く。 	手嶋 5分 弁護士① 5分

段階	教師側の活動・主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点	時間
展開⑥ 全体	<ul style="list-style-type: none"> 実はこの5つの情報は、実際にハンセン病という病気について、多くの国民に信じられてきた間違った情報であることを説明。 病気そのものの説明 ハンセン病隔離政策についての説明（特に「無らい県運動」） 事例の紹介の資料を配布し読む 「ハンセン病の基礎知識」を配布し読み、現状の説明をする。 なぜこのような人権侵害が起きたのか？ 何が世の中に足りなかったのか？ を問う 	<ul style="list-style-type: none"> 病気についての説明や事例の紹介、「ハンセン病の基礎知識」の資料等により、ハンセン病問題の概要を理解する。 なぜこのような未曾有の人権侵害が起きたのか、何が足りなかったのか、誰に責任があるのか真剣に考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒からの発言があれば聞く 科学的に正しい知識や情報、人権についての最大限の配慮が必要だったことを説明し、責任は医学界、政治家、法律関係者、役所関係、学校の先生、マスコミその他いろいろな関係者にあることを説明。 	手嶋 15分
展開⑦ 個人	<p>プリント④を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人で考え、記入させる。 <p>Q8. この間違った情報により、あなたは何年も施設に入ります。さて、あなたは何を失いましたか？ ◎全体で質疑応答</p> <p>Q9. 病気になった当事者が被害者だとすると、どんな人が加害者になりますか？ ◎全体で質疑応答</p>	<p>財産、時間、友達など人間関係 家族、親戚関係、自由、ふるさと、普通の生活、可能性、人間としての尊厳、人生、青春、夢や希望、社会における自分の存在 など</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害者は間違えた情報を出した人 施設に強制的に入れた人 病気になった人を避けた人 おかしいと思ったことについて何も言わなかった人も悪い おかしいとも感じずに情報をうのみにしたことが結果的に人権侵害になった 他人事にして影響を深く考えなかったことが悪い など 	<ul style="list-style-type: none"> 記入する時間を取り、想像させ、考えさせる。 失ったものをどんどん出してもらい黒板に書いていく。 病気になった者が被害者で、周りの人々が加害者であったことに気付かせる。 公共の福祉についての弁護士の説明。（公共の福祉を理由に、個人の人権をこのように侵害しても良いのか？実は、憲法における公共の福祉を単純に「社会一般の幸福」と考えるだけではいけない。公共の福祉とは人権をバランスよく調整しながら公平に保障していく考え方であることを説明） 	手嶋 10分 弁護士② 5分
終末	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 間違えた情報により偏見や差別が生まれ、自分が人権を侵す加害者にも侵される被害者にもなってしまう。そうならないためには、他人の人権に無関心でいてはいけない。当事者の立場になって想像し考えなければいけない。おかしいと思うことはおかしいと言うことが重要で、無関心や思考停止は悪である。 公共の福祉を理由に個人の尊厳を侵すことはできないなど、憲法の理念を説明し、弁護士の仕事について生徒に説明する。 感想を書くように指示 ⇒プリント④を回収 	<ul style="list-style-type: none"> プリント④に感想を書く 	<ul style="list-style-type: none"> 教師と弁護士から一言ずつまとめをしてから感想を書かせる。 	手嶋 3分 弁護士① 5分 感想記入 7分

6. 評価

ハンセン病問題から「個人の尊重」という憲法の原理について考え、人権を守るためには自分自身がどうしたらよいか考えることができたか。

事例1：1951年入所 女性

学校でも生徒のみならず教師からもみはなされた。自分だけ席を遠く離された。教師からの指示で家庭科の授業に参加できなかった。高校へも進みたくてもできなかった。自宅前を同級生が口と鼻をふさいで走って通ったり、通り過ぎてから差別語を吐かれたりした。近所づきあいもばたりとなくなった。

事例2：1948年入所 男性

当時住んでいた所は、「ハンセン病＝人間ではない」という認識の集落であった。母も同病だったので、自分もなるのでは…と思っていた。ハンセン病とわかってからは「学校に来るな」と言われ、家に閉じこもって生活した。

事例3：1953年入所 男性

小学校を卒業して3月23日、日赤病院で調べてもらい、わかったとたん病院中が消毒された。母親から裏の木で首を吊ってくれないかと言われた。親には、保健所から「ハンセン病の子どもは大和民族でも優秀でもない、殺しなさい、自殺させなさい、療養所に行く都合悪いでしょ」とはっきり言われた。

事例4：1961年入所 男性)

中学校だけは卒業しようと何とか通学したが、友人などから白い目で見られながらの通学だった。高校も行きたかったが、担任から病院に行って検査を受けて許可がでてから受験するように言われ、検査を受けに行くのもいやだったためあきらめた。その後は家の中にとじこもったままの生活だった。

事例5：1947年入所 女性

発熱があり病院へ行き、ハンセン病と診断されると、なかなか家に帰してもらえず、看護師が帰らないよう見張っていた。夕方になり帰されると、すぐに自宅に保健所の人が来て「土足で」家に上がり、消毒を行った。それで近所にも知れわたり、自分のみならず家族も白い眼でみられ、ヒソヒソうわさをされた。その後、療養所への入所通知が来る半年間の間、外出できず、銭湯にも行けず、周囲の目を気にして、兄弟がいじめられるのを見ながら家ですごした。生きた心地がせず、針のむしろに座っているような半年間だった。

事例6：「一家心中事件」

・・・「無らい県運動」の渦中にあった1951（昭和26）年1月27日深夜、山梨県北巨摩郡多麻村でハンセン病患者の一家心中事件が発生し、29日の朝、遺体が発見された。事件を報道した1月30日付『山梨日日新聞』によれば、この一家は、27日、23歳の長男が県立病院でハンセン病と診断され、その日の夕方には村役場から家中を消毒すると通告されていた。結果、それを苦に、両親と兄弟姉妹合わせて一家9人が青酸カリにより服毒自殺したのである。父親が社会に宛てた遺書には「国家は社会はそうした悲しみに泣く家庭を守る道は無いでせうか」と書かれてあった。・・・

中学・高校生のためのハンセン病の基礎知識

ハンセン病は、1873年にノルウェーのハンセンが発見した“らい菌”により、末梢神経が侵される感染症である。この菌の病原性はきわめて弱く、感染しても発病することはきわめてまれである。1940～50年代にはいくつもの特効薬ができ、それらを組み合わせた化学療法で、万が一、発病しても治る病気になった。そして、衛生状態の向上した1960年代半ばには、日本国内に患者がほぼいない状態になっている。

衛生状態が悪く特効薬がなかったころ、病気が進むと治癒しても顔や手足などに特有の後遺症が残るため、ハンセン病は“らい病”と呼ばれ不治の病と考えられていた。また、同じ衛生状態におかれた家族内の感染が多かったため家筋・血筋の病とも考えられ、患者だけでなく家族・親族に対しても世間は偏見を持つようになった。つまり、家筋・血筋の不治の病であり、かつ強い感染力を持つ病であるという、まったくおかしい認識を世間の人々は持ったのである。

国は1907年から患者を療養所に強制隔離して一生、退所できない内容の法律を定め、患者の絶滅政策をすすめた。1930年ころからは官民一体となり「無らい県運動」を全国的に展開してハンセン病に対する世間の偏見を強め、かつ恐怖心をあおった。特効薬ができた1940年代以降も警察の協力のもと、保健所や役場の職員が地域住民からの情報をもとに家にいる患者を見つけ出し、その家を徹底的に消毒し、本人や家族を心理的に追いつめ、療養所へなれば強制的に送り込んだ。このやり方を定めた無意味な法律が1996年まで90年間も日本には存在したのである。

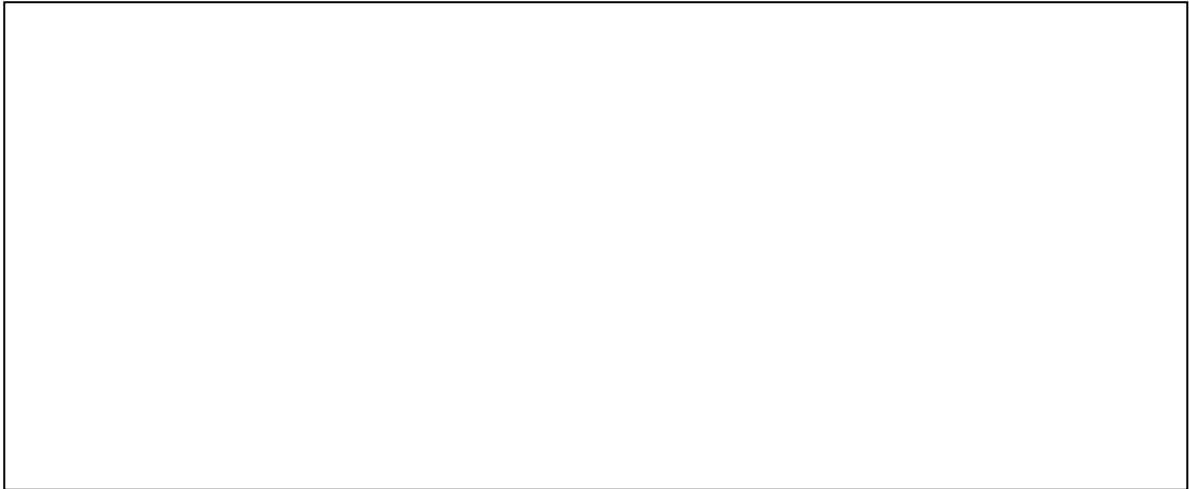
現在、ハンセン病は通院治療で治ゆされる感染症である。しかし、この強制隔離・絶滅政策によってつくられた続けてきた世間の偏見は、現在も回復者やその家族の人生に大きな影を落としている。中学生や高校生の皆さんには、科学的に納得のできる知識を持ってもらい、未来に同じような間違いを繰り返さないようにしてほしい。

(藤女子大学 QOL 研究所主催の 2013 年 1 月 27 日の公開講座における資料を参考にしました)

プリント①

グループ _____

Q 1. この病気からわたしたちや社会を守るためには、どのようなことをしたらよいですか？ 思いつくことをグループ内で出し合ってください。



プリント②

グループ _____

Q 1. 同じ学級のいつも一緒に遊んでいたAさんがこの病気であることがわかり、担任の先生はAさんに対してもう学校には来ないようにと言いました。しかし、次の日、Aさんは学校に来てしまいました。さて、あなたはAさんにどう接しますか？



Q 2. あなたの家はAさん家の近所です。Aさんは両親と弟の4人家族でした。保健所の方がたくさん来て徹底的に家の中を消毒する騒ぎになりました。そこで、あなたの家の方は、AさんやAさんの家族に対してどんな言動をとると思いますか？



プリント③

氏名_____

Q 1. 自分がこの病気であると医者に宣告され、プリント①②で考えたことを自分にされたらどんな気持ちになり、どんな行動をとりますか？

Q 2. 自分が病気になった立場では、級友や地域の人々に対し、どんな気持ちになりますか？

プリント④

氏名_____

Q 1. この間違った情報により、あなたは何年も施設に入ったとします。さて、あなたは何を失いましたか？

Q 2. 病気になった当事者が被害者だとすると、どんな人が加害者になりますか？

今日の授業の感想を書いてください。

このページ以降「ポラティアはまなすの里」が発行したハンセン病問題を
授業化するテキスト「おまえ、もう学校に来るな！」からの抜粋です

3 多磨生園で出会った人たち

(1) 医療関係者の立場からのお話

「われわれの持つ加害性」

国立ハンセン病資料館館長・医師（前多磨生園園長） 成田 穂 さん
成田さんが「1935年の癩予防デリーのポスターにある“癩を根絶せよ”というスローガンを、(日本の)人々はすべての癩患者の終生隔離と読んだはずだ。つまり、癩の根絶とは癩患者の根絶、極端な言い方ではあるが、癩を病む人の根絶と同じ意味であり、これでは病気と人の区別がついていない」と言われていた。確かに“病気≠人間そのもの”で“呪わしい病気≠呪わしい人間”である。区別をしなければ“病気の根絶=その人間の抹殺”ということになってしまう。

また、「らい病を発症したおばあちゃんや、孫たちの将来を思って自殺した…。孫たちが加害者と言えらるのでは」とも言われていた。偏見や差別を受入れてしまうことが、加害性を持つことになるのでは…。では、おばあちゃん自身も、偏見と差別のもとに自らを殺した、その意味では、おばあちゃん自身も加害者なのでは…などと、禅問答のような考えが頭をめぐった。

さらに「“家”が壊れ、“世間”が壊れつつあるこれからの社会のほうが、偏見・差別がなくなっていく社会になるのでは…」など、シニカルな表現で、偏見に満ちた世間の変化を言われていた。

そして、「あなた、自分や自分の子どもたちはハンセン病の人と結婚できますか？」という問いを通して、われわれの一人ひとりの持つ加害性について強く指摘されたのである。

(2) 多磨生園入所の人所者の方から

「なぜあの憲法があるのに、人間がこんな扱いを…」

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 神 美知宏 さん
神さんは、1951年(昭和26年)、17歳(高校2年)の時、大腿部に大きな斑紋ができ開業医にハンセン病と言われ、療養所へしか治療できないとして、香川県の療養所に入所した。1949年(昭和24年)からプロミン治療が始まったが「あなたは生涯ここで生きることになる。偽名を使え。家族のためだ」と言われ、「神崎正男」と名乗るようになる。その時「一人の人間として抹殺された」ような気持ちになったそうである。

1953年(昭和28年)の「らい予防法」には入所規定はあるが退所規定がなく、特効薬があるにも関わらず「治っても退所を認めない」と言われ、死んだら解剖される“解剖願”を半ば強引に書かされた。なぜ、あの憲法があるのに人間がこんな扱いを受けるのか？ 人権や個人の尊厳がなぜ保証されているのか？ 30代の頃、このような状況を自治会役員として変えようと決意する。以後、盛り込みやハンストなど、世間に訴える活動に身を投じ、世間が無関心なことにあぐらをかいていた政府を動かす。1996年の「らい予防法」の廃止を実現させた。それから、熊本国語訴訟などに関わってきた。

2008年には93万人の国会請願署名によりハンセン病問題の全面的解決をめざす「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(通称「ハンセン病問題基本法」)が制定され、さらに2010年に国会で可決された「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」を政府が守らず、療養所の職員定員の削減をして、重い後遺症を有する回復者が「犬のように食事せざるを得ない」人間の尊厳をないがしろにする状況になっていることを糾弾し、「断固実力行使」という姿勢で戦いを続け、世間に訴え政府を

動かそうとしている。

(神美知宏さんは2014年5月9日、翌日から始まるハンセン病市民学会に出席するため滞在していた群馬県草津町のホテルで入浴中に倒れ、急逝されました。ご冥福をお祈りいたします。)

2014年8月、厚労省は全寮協の要請を受け、ハンセン病療養所の介護・看護職員については特別に合理化目標を軽減することを決定した)

(3) 多磨生園入所の回復者の方から

「外人との交流」

多磨生園入所者自治会会長 佐川 修 さん
佐川さんは、1945年(昭和20年)、14歳で群馬県栗生栗泉園に入所され、半年間、悪名高きあかの重監房の食事運びをされていた。1964年(昭和39年)に多磨生園に移られ、昭和40年代の中ごろから、園外の人との交流が始まり、いろいろな繋がりができたそうである。

1993年には資料館ができ、資料の貸し出しと講話を行っている。また、地元の小学校で話をしたり、子どもが来園したりするようにもなっている。療養所が地域に開放されてから盗難が発生するようになり、最近ではカギをかけるようになっただけで、園内に不法投棄のゴミが捨てられるようになったことなど、困った問題ではあるが、ユーモラスに語っておられた。

2012年、園内に保育所ができ、今後、障がい者・老人施設などの要望にも対応し、「人権の森づくり」を進めていきたいという希望を持って生活されている。

(4) 退所した方たちのお話

退所者の方々からのお話から、現在でも社会の中で大きな困難と抵抗を感じ続けており、問題は今でも深刻であることが想像できた。「回復者1人 対 世間」の関係で、世間が持っている偏見や差別に、たった一人で晒される恐怖は計り知れない。

しかし、退所者の中には回復者であることを明らかにして精力的に仕事をされている方もいるし、退所された後、結婚し、お子さんを育て上げられ、幸せにくらしている方もいる。それぞれの人生があり、画一的に語れないものであるが、どの方も自らが「厚い壁」を打ち砕きながら生きてこられたことは確かである。

① 小学校の時、石を投げられる

あおばの会の男性で、鹿児島出身。現在介護関係の仕事に就く。小学校6年生の11歳で入所し、父親もその2年前に入所していた。小学校の時に、人に石を投げられた。昭和50年(1975年)に退所したが、ハンセン病の告白に2年半くらいかかった。現在、脳脊髄液減少症全国ネットワーク架け橋の東京支部事務局も担当し、活躍中。黙認はダメ！

② 兄貴、親戚との付き合いは、今もない

あおばの会の女性で、神奈川県出身。戦中、多磨生園近くに疎開し、中学に入ったところ指などに発症し気になっていた。中学2年の14歳の時、父親といっしょに保健所に行き、その足ですぐ多磨生園に入所することになる。すぐ入所したので学校でいやな思いをしたことはない。しかし、入所後の実家

4 現在の多磨全生園と回復者たち

多磨全生園には、宮崎監監督のアニメの世界のモチーフになった森がある。桜やけやきの大きな木々が豊かな緑をたたえ、トトロがひょっこり現れそうな穏やかに時間の流れる空間が広がっている。

いま、療養所は閉ざされた場所ではなくなかった。朝夕は近所の方々の通勤・通学の自転車が行き交い、のんびり散歩を楽しむ市民もいる。春には桜が満開となり、花見をする大勢の市民で賑わう。

地域とこのこうした関係も、入所者と地域とが長い時間をかけて理解を深め合い、お互いの障壁を取り除いてきた結果であろう。2012年には療養所の一角に保育園が誘致され、幼子たちの明るい声が響く森となっている。

問題は、療養所で生活する入所者の高齢化が進み、今後の療養所のあり方について、その将来構想に腐心していることである。一つにハンセン病に対する誤解を是正し世間の偏見や蔑視を払拭していくこと、二つに広い療養所を社会のニーズに応える形で活用していくことについて、平均年齢80歳を超える方々が自ら考えているのである。

具体的には、待機児童対策のための保育所の誘致(すでに実現)、地域の高齢者の居場所としての福祉施設への転用や医療機能・設備の活用などを構想している。さらに、宮崎監の提案で、開所以来の植林などで約3万本の樹木と草花が育つ森(自然)を守り、ハンセン病の歴史を後世に伝えるため多磨全生園全体をハンセン病記念公園として残そうという「人權の森構想」を2002年に立ち上げている。

入所者の方たちは、療養所が国にとっては負の遺産であり無くしてしまいたい場所であることを知っている。しかし、ここは絶望した場所ではあるが、生きた証の場所であり、同じ過ちを起こさぬために未来へのメッセージを発信しなければならぬ場所でもある。入所者の方々は残された人生を意識しながらも、未来に対する責任を感じ、人間の尊厳を求めて戦い、自分たちのすべきこと、自分たちのできることによって一生懸命取り組んでおられた。その嘆とした姿に、感銘を受けるとともに、畏敬の念を強くした。

は消毒などで真っ白になり、近所からいろいろ差別があったということを知りから聞いた。兄弟、親戚との付き合いは、今もない。岡山の施設内高校に入学し卒業。1968年(昭和43年)に施設を出る。

自分の判断、考えを持ち主張してほしい。あんなもんだ、こんなもんだ、と思うのはダメ!!!

③ 職場でも地域でもハンセン病のことは封印してきた

あおばの会の男性で、青森県出身の71歳。小学校6年生の途中でハンセン病とわかり、半年間家に閉じこもる。岡山の施設内高校に入学し卒業。退所して40年、職場でも地域でもハンセン病のことは封印してきた。親戚にも伏せたま。学校から排除された思いが今も強い。子どもにとつて学校は社会です。社会復帰と言われる療養所からの退所。一般社会の中で生活しているも、心は今も社会復帰しきれていない。

④ 教師の態度が一変

あおばの会の男性で、静岡県出身。小学校6年生の校内検診後、保健所から手紙を持たされ、教師に出したところ態度が一変、「帰れ!!!」「戸に触るな!!!」「校舎にさわるな!!!」と言われ、次の日、机を出され廃かれた。友達にも「親にお前と遊ぶと言われている」と言われ、だんだん友達も来なくなった。半年くらいたつて顔に症状が出た。3年間人が来ると隠れる生活をしていた。県の人が強制収容を勧め、役場の友達に来た。父親は「家で死なせたい」と言っていた。村はずれで車に乗って施設に入った。

1967年(昭和42年)に30代で退所、職員と結婚。子ども3人をもうける。障がい1級で車の免許の取得を断られたが、粘って取得。免許を生かし川崎市のガイドヘルパーとなり、28年間勤務。その後、ハンセン病をカミングアウト。

⑤ 親戚には一切ハンセン病のことは口外しないことを約束

あおばの会の男性で、1937年(昭和12年)、沖縄生まれの75歳。高校2年生の時に、熊本で入所、入所後、岡山の高校に入学し卒業。しかし履歴書には書けない!!! 島の外に出たら差別・偏見を感じた。1973年(昭和48年)、35歳で退所、その後、結婚、子どもをもうける。子ども(息子)は医者になったが、結婚の時、向うの親に反対される。ねばり強くハンセン病の理解をしてももらう努力をして、二人は結婚したが、親戚には一切ハンセン病のことは口外しないことを約束している。

第2部 エピソードを教材化する

1 導入

テーマ：「〇×クイズ～ハンセン病の基本的な理解」

ねらい：〇×クイズを通して、ハンセン病という病について無知であることに気づき、

基本的なことを理解する。

キーワード：クイズ 興味・関心

進め方

下記の〇×クイズを行い、右ページの解答と解説を確認しながらハンセン病についての知識を身に付ける。

ハンセン病 クイズ 右の欄に〇×で答えなさい

問1	ハンセン病の原因は「らい菌」である。
問2	ハンセン病を引き起こす菌の病原性は、インフルエンザより弱い。
問3	ハンセン病には治療薬がない。
問4	ハンセン病は、家筋・血筋の病である。
問5	ハンセン病は、末梢神経が侵されることにより、痛い、熱い、冷たいなどの皮膚感覚がマヒし、手足や顔面などに変形の起きる病気である。
問6	日本では、ハンセン病の患者は毎年数百人発生している。
問7	ハンセン病になったら、必ず療養所（患者さんだけを集める場所）に入らなければならない。
問8	ハンセン病の患者は、結婚することができなかった。
問9	ハンセン病の患者は、本名を変えることがあった。
問10	ハンセン病に病んだ方々とその家族は差別されてきた。

解答および解説

No.	解 答 ・ 解 説
問1	ハンセン病の原因は「らい菌」である。(○)
問2	ハンセン病を引き起こす菌の病原性は、インフルエンザより弱い。(○)
問3	ハンセン病には治療薬がない。(×)
問4	ハンセン病は、家筋・血筋の病である。(×)
問5	ハンセン病は、末梢神経が侵されることにより、痛い、熱い、冷たいなどの皮膚感覚がマヒし、手足や顔面などに変形の起きる病気である。(○)
問6	日本では、ハンセン病の患者は毎年数百人発生している。(×)
問7	ハンセン病に入らなければならない。(×)
問8	昔、ハンセン病患者は結婚することができなかった。(×)
問9	ハンセン病患者は、本名を変えることがあった。(○)
問10	ハンセン病に病んだ方々とその家族は差別されてきた。(○)

3 グループワーク

テーマ：「病気による差別と人権侵害」

ねらい：ハンセン病になったことにより、自分の家族や友達、地域、学校など、今まで当たり前だと思っていた存在との関係がどのようになっているのか、実際にあったエピソードを一つひとつと理解する。

また、ハンセン病の療養所（病院）はどんな状況だったのか、実際にあったエピソードを一つひとつと理解する。

キーワード：病気への偏見と差別 病院(療養所) 絶対隔離 学習権の侵害 故郷
世間との関係 家族との関係 一家離散 人間の尊厳

進め方

① ハンセン病にかかった人たちが実際に体験した下記の1～32の事柄を、カードにして各グループに配布する。※すべてカード化しなくても、ピックアップして作成してもよい。

1. 学校の担任の先生に「お前はもう来るな!!」と言われた。
2. 病気がわかるとすぐに保健所の人に来て「土足で」家にあがり、消毒を行った。
3. 自分の息子が何回も療養所に見舞いに来た。そして「死んでくれ」と頼まれた。
4. 保健所の職員が親に「その病気の子どもは大和民族でも優秀でもない。殺しなさい。自殺させなさい」と言っていた。
5. 療養所に入った時、医者に「一生涯、ここを出られない」と言われた。
6. 病気がわかった次の日、学校の自分の机が外に出され、焼かれていた。
7. 療養所では本名を捨て“偽名”を使えと言われた。
8. 療養所に入ってから一度も兄弟や親戚に会っていない。
9. 療養所に入るとすぐに「解剖承諾書」にサインするよう迫られた。
10. 自分が療養所に入ると、家族はすぐに遠くに引っ越した。
11. 白衣をきた保健所の職員が何回も療養所に入ることを勧めに、家にやってきた。
12. 友達に「親にお前とはもう遊ぶなと言われているので、遊べない」と言われた。
13. 母親に「兄弟の将来のことを考えて、海に飛び込んでくれ」と頼まれた。
14. 駅で、特別な列車に一人で乗せられて療養所まで運ばれた。
15. 親の葬式に出られなかった。
16. 消毒のことが近所に知れわたり、家族が白い眼でみられ、ヒソヒソうわさをされた。
17. 自宅前を同級生が、口と鼻をふさいで走って通っていった。
18. 自分が療養所に入ったら、父親が会社を辞めることになった。
19. 卒業証書をやるから学校にもう来るな、と校長先生に言われた。
20. 療養所には火葬場と納骨堂があった。

21. 自分が療養所に入ったら、姉夫婦が離婚した。
22. 歩いていると、近所の人に石を投げつけられた。
23. 療養所内で結婚して子どもを出産したが、その子どもはすぐに処分(殺)された。
24. 療養所に治療に来たのに、ほかの患者の世話をさせられた。
25. 療養所に入ったとき、消毒風呂に入らされた。
26. 本州の療養所に付属している高校を卒業したが、履歴書には書けなかった。
27. 自分が療養所に入ったら、兄が行方不明になった。
28. 療養所に入院した患者なのに作業ばかりだった。
29. 療養所では12畳ちよつとに8人が生活した。
30. 療養所内で結婚したが、結婚の条件は断種手術だった。
31. 療養所に行く途中、駅で防護服を着た人たちが自分の歩いたあとを消毒して歩いていた。
32. 教室で自分ひとりだけ席を遠く離された。

(2005年ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書 別冊 ハンセン病問題に関する被害実態調査報告書より)

② 上のカードを ア.家族・親戚に関すること イ.学校・友達に関すること ウ.療養所の中、療養所までのこと エ.地域・保健所に関すること の4つに分類していく。

③ 分類結果を全体で確認する。

④ もし自分自身がハンセン病にかかった本人だとしたら、一番ショックなことがらはどれか。ア～エの4つの分類の中から一つずつグループで話し合って選ぶ。

⑤ このようなことが起こらないようにするには当時、何が必要だったのかをグループで話し合っ、グループ内で出てきたことを模造紙に箇条書きで書き出す。

⑥ グループ発表をする。

⑦ 全体でシエアレンジングする。

⑧ 教師がまとめる。

これらの事象の原因が、ハンセン病に対する世間の偏見と、それを助長し続けた国の強制隔離政策にあったことを紹介する。さらに、今も世間には偏見が残り、回復者やその家族の人生に暗い影を落としていることもケースを紹介しながら伝える。

模造紙を4区分し、カードを貼っていく
ア. 家族・親戚 (3. 8. 10. 13. 15. 18. 21. 27)
イ. 学校・友達 (1. 6. 12. 17. 19. 32)

ウ. 療養所 (5. 7. 9. 14. 20. 23. 24. 25. 28. 29. 30.)
エ. 地域・保健所 (2. 4. 11. 16. 22. 26. 31)

4 ケーススタディ

テーマ：「ハンセン病患者の人生被害」

ねらい：元患者の手記を読み解き、特効薬が使われるようになってきた時期であってもハンセン病を発症すると世間の偏見と差別にさらされ、なかば強制的に入所した療養所においても人間の尊厳を侵す人権侵害の実態があったことを理解する。

キーワード：人権侵害 日本国憲法 人間の尊厳 法の下での平等 生存権 住居の不可侵
奴隷的拘束及び苦役からの自由 居住・移転及び職業選択の自由
個人情報 第13条幸福追求権・個人の尊重

進め方

教師の説明：ハンセン病は感染力の極めて弱い感染症で、1940年代後半には日本でも特効薬が使用され強制隔離の必要はなかった。しかし、右の二つのケースはそれ以降の、1950年代に強制隔離されたケースであることを説明する。

※右の二つのケースは冊子「ハンセン病問題を風化させないために」からの抜粋です。

作業1：二つのケース（手記）の中から、どのような“あたりまえではない”こと、あるいは人権侵害と言えるようなことがあったのか、大きな付箋紙に一つずつ書き出す。

〇ケースを読んで予想される生徒の記述

- ・保養園に入ったことで離婚となったこと
- ・親の葬儀に出られなかったこと
- ・保養園に入るまで病名が明かされなかったこと
- ・母親と一緒に食事をしようとしなかったこと
- ・船底に入れられ運ばれたこと
- ・患者が患者を看護するなどの労働があったこと
- ・結婚しても大部屋で生活したこと
- ・貨物列車で運ばれたこと
- ・近所の住人が挨拶もしなくなったこと
- ・職場まで消毒されたこと
- ・施設を一度出ても、病氣以外の理由で戻らざるを得ないこと
- ・上司に病名が伝わっていたこと
- ・自宅や家の周りや井戸まで消毒されたこと
- ・母に死ぬことをすすめられたこと
- ・悪いことをしていないのに毎日警察官が家にきたこと
- ・手術をされたこと
- ・名前だけでなく番号で呼ばれたこと
- ・故郷に帰れないこと
- ・などなど…

作業2：各付箋紙に書かれたことが、どのような権利の侵害にあたるのか、憲法の「第3章 国民の権利および義務」の各条文を参考にしながら検討し、権利ごとに分類して大きな模造紙に整理して貼っていく。

分類できないものも出てくるであろうが、自分たちが権利名を考えてもよい。

模造紙での発表、まとめ ※最終的には第13条の幸福追求権に気付く

Fさん（女性、1936年生まれ、1950年ごろ中学卒業後すぐ入所）のケース

私は中学卒業後に松丘保養園に入所しました。私は中学生のころ予防注射を受けたところ妙な痛みがあったことから、北海道大学附属病院で診察を受けたところ、青森に良い病院があるので行くようにいわれました。保健所や北海道庁へは、北海道大学付属病院から連絡が行きました。

松丘保養園までは貨物列車に乗ってやってきました。列車ごと青函連絡船に乗り込みました。青森に着くと、青函連絡船から貨物列車を引き込み線路に入れ、その後、ジープに乗って保養園に着きました。私は、当初、青森の病院とは皮膚科の専門病院だと聞かされていましたが、自分がハンセン病にかかっていると知らされたのは、松丘保養園においてでした。母親は私がハンセン病だという説明を受け非常に驚いていました。また、その際、院長からうつる病気だという説明を受けたいため、その後、母親は私と一緒に食事をしようとはしませんでした。しかし、私は、母親に対し、「まだまだ食べたいものがあるの死なない」と知ると、私に対して「一緒に死のう」と言いました。しかし、私は、母親に対し、「まだまだ食べたいものがあるの死なない」と言いました。母親は年に1、2回は松丘保養園に来てくれましたが、いつまでたっても一緒に風呂に入ろうとはしませんでした。

父親の葬儀では、従兄が私に対し参列者とは別のところにいるようにと言いました。また、私の名前を読み上げることでも駄目と言いました。母親が死んだときには、「これからは誰もお前をかばうことができないので、葬儀に来てはいけません」と言われました。そのため、私は母親の葬儀には行けませんでしたが、これは今でも本当に心残りです。

私の姉は私に少し理解がありました。しかし、他の親戚からは、「病気の者がいるから縁談が壊れた」、「就職がだめになった」と言われたことが何度もあります。本当は私の病氣は関係ないと思いますが、いやなことは私のせいとされています。

私は、昭和36年春に夫の子供を妊娠しました。その際、園内の医師にかかったところ、「こまった人たちがだね」と言われ、堕胎手術を受けました。

私が若い人運にきちんと伝えないといけないことは、ハンセン病が怖い伝染病だというのは大間違いだということです。私達の後遺症は、特別薬がなかった時代と当時の激しい労働のためであり、現在では仮に発病しても入院しないとい病氣なのです。この点を忘れないでほしいと思っています。一度施設を出た人がまた施設に戻ってくる場合がありますが、これはハンセン病が再発したため戻ってくるのではなく、親戚との関係、故郷での生活、年齢、健康状態など、別の理由で戻らざるを得ないのです。

Hさん（男性、1924年生まれ、1952年に28歳で入所、入所時には既婚）のケース

私は、昭和27年に、28歳で松丘保養園に入所しました。結婚してまだ1年2ヶ月の時に、突然入所せざるを得なくなったのです。職場の上司から、病院に行くよう言われて、病院で診てもらいました。その日のうちに、職場に戻ると、もの凄い消毒のにおいがして、保健所を通じて職場も消毒され、上司にも病気が伝わっていました。上司から「君も今から自分のものを全部持って休養しなさい」と言われました。妻にどうやって説明したらよいらうと、と途方にたずねて、いつも10分くらいで歌から自宅に着くの30分かついてようやく自宅に戻りました。自宅でも同じ消毒の臭いがし、家の周りや井戸まで消毒されていました。家に帰ったら、妻、両親と妹2人が泣いていました。翌日、警察が来て、外へ出るなど言われました。駐在所の警察官が毎日家に来て、私が外出してないか確認していました。家族が外出しても、今まで親しくしていた近所の人が、家族も病氣ではないかと悪解して、挨拶もなくなりました。

町で、「罪を犯した人たちは刑罰を終えれば帰れるけれど、青森に行った人たちは一生帰って来られない」という噂が、日に日に大きくなりました。約1週間後、道庁の職員に付き添われ、青函連絡船に乗せられて青森まで来ました。船底に入れられたとき、投身自殺を考えたが、自殺できませんでした。青森で貨物ボートに降ろされ、そのまま園に連れて来られました。当時は強制収容のなごりがあったので、監禁室も1棟だけ昭和30年頃まで残っていたと記憶しています。耳鼻科でも外科でも、医師の資格をもたない人が治療をしていて心配していました。看護婦がほとんどいなくて、患者が看病を夜中まで行っていたのです。私たち患者は、入所時の番号で呼ばれていて、名前では呼ばれていませんでした。今でもその番号を忘れられません。

昭和29年に縁あって再婚しましたが、12畳の大部屋に夫婦4組が、仕切りも何もない中で生活していました。…夫婦の寝もなかったのです。園内で、職員を通る道路を通ったら、「あんたがここを通ってはならない」と叱られる時代もありました。

98歳で母が亡くなりました。「お前が帰ってくるまでは待っている」と言ってくれていました。結局故郷には帰れていません。

6 ロールプレイング

テーマ：「おまえ、もう学校に来るな！」

ねらい：ハンセン病と分かれ、子どもに明日から学校に来るなと宣告する教師と石を投げる級友、そしてなぜ？という疑問を抱えながら、途方に暮れる私。

子どもは学校から追放され、その子の生きる権利を剥奪された。この事実と向き合い、現代の「子どもの権利条約」と照らしながら、「学ぶ権利」のありようについて考える。

キーワード：病気への偏見と差別そして迫害 学習権の侵害 子どもの権利条約

進め方

1. ハンセン病に罹患したとわかった子どもが学校から追放された事実を、ロールプレイング（役割演技）を通して明らかにし、当事者の心の痛みを共感的に理解する。

子ども1名、教師1名、級友2名、プレーヤー1名を選び、シナリオを選ぶ。

2. ロールプレイング「学校を追われる」をシナリオにそって行う。

教師「お前は、明日から学校に来なくてもいい！」

子ども「いぶかるように）えっ、どうして？」

教師「（突き放して）ともかくもう家に帰れ！親がその理由を教えてください」

子ども「（語気を強めて拒絶する）いやだ！俺、何にも悪いことはしていないよ」

教師「（追い払うように）うるさい！さっさとカバンを持って教室から出て行け」

ナレーション：級友も鳩が豆でつぼうを食らったようにきよとんとんとしている。私は教師に強制的に教室の外に追い出された。

子ども「（悲しげに）先生、どうして…」

ナレーション：放課後私は、校庭に立っていた。何人かの級友が遠巻きに見ていた。その一人が、突然私に向かって石を投げた。周りの子はそれに続いた。

級友①「学校に来るな、帰れ！」

級友②「帰れ！ 帰れ！」（他の子も連呼する）

ナレーション：校舎の職員室の窓から、数人の先生がその様子を見ていた。誰も石を投げる子に注意することもなく、いつの間にかその姿は消えていた。

翌日、それでも学校に行った。自分の席に机と椅子はなかった。心が凍り付く。

級友①「（とがめるように）なんで、のこのご学校にきたんだよ、帰れ！」

ナレーション：級友の糾弾は情け容赦なく、ところを刺す。だが、絞り出すような声で、弱々しく尋ねる。

子ども「俺の机、どうしたんだ？」

級友②「（冷ややかに）先生が昨日、お前の机も椅子も燃やしていたよ」

子ども「なんで？ なんでそんなこと…」

級友②「だってお前、学校に来るなって言われたんだろう。何で来るんだよ。また先生に叱られるぞ！」

級友①「帰れ！ 帰れ！」

ナレーション：クラスにいる子が連呼の輪に加わり、帰れコールが教室に充満する。囁るように、早く出て行けとばかりの級友の非難を全身に浴びる子ども。先生が騒然とした空気の教室に来る。私を見つけて、突然怒り出す。

教師「（怒鳴るように）どうして学校に来た！早く学校から出て行け。二度と来るな！」

ナレーション：こうして私は、学校から追い出された。小学校6年生の2月のことだった。

3. ロールプレイング後、どのようにこの事実を受け止め、どのような問題を見いだしたのか、意見交換する。

① この事実を知って、どのようなことを感じ疑問に思いましたか？

② なぜ、教師が子どもを教室から追放したのですか？

③ 学校を追い出された子どもたちの痛み、その後の人生について想像しましょう。

④ ここでは、子どものどんな権利が侵害されたのでしょうか？

4. 発展学習

ハンセン病について、どのような差別や問題が起こっていたのかを個々の学習課題として調べ、ハンセン病問題を契機に人権問題について関心を深める。

また、ハンセン病問題を過去の問題として捉えるのではなく、「子どもの権利条約」や「学習権」の問題を考える視点を持つことで、人権問題を身近に学ぶことができる。

① ハンセン病の疾病が原因で起こった様々な人権侵害の問題を調べてみましょう。

② 「子どもの権利条約」と照らして、どのような権利がここでは侵害されましたか？

③ 「学習権」について「ユネスコ学習権宣言」（1985年採択）を調べて、「学ぶ権利」の意味するところを考えてみましょう。

④ ハンセン病等疾病による差別意識はなぜ生まれるのか、なぜ差別意識を根絶できないのかを考えてみましょう。

「点字」 近藤 宏一

ここに僕らの言葉が秘められている
ここに僕らの世界が待っている
舌先と唇に残ったわがかな知覚
それは僕の唯一の眼だ

読めるだろうか
星がひとつ、それはア
星が縦にふたつ、それはイ
横に並んで、それはウ
紙面に浮かびでた星と星の微妙な組み合わせ

読めるだろうか
読まねばならない
点字書を開き唇にそっとふれる姿を
いつ 予想したであろうか…

ためらいと むさばる心が渦をまき
体の中で激しい音を立てもだえら
点と点が結びついて線となり
線と線は面となり文字を浮かびだす

唇に血がにじみでる
舌先がびれ うずいてくる
試練とはこれか…
悲しみとはこれか…
だがためらいと感傷とは今こそ許されはしない
この文字、この言葉
この中に、果てしない可能性が大きく手を広げ
新しい僕らの明日を約束しているのだ
涙は そこどこそぐぬぐわれれるであろう

(「闇を光に ハンセン病を生きて」みすず書房出版 より)

資料 2

近藤 宏一 氏 略歴

1926年大阪生まれ。38年11歳で長島愛生園入園。戦後、赤痢病棟の患者作業で罹患し症状が悪化。失明、四肢障がいを負う。53年園内の盲人仲間とともにハーモニカを中心としたバンド「青い鳥楽団」を結成、楽長に。「らい詩人集団」同人として詩作活動。2007年「英国らいミッション」から「ウェルズリー・イーベイ」を贈られる。09年10月5日没。



(国立ハンセン病資料館 常設展示図録 2012より)

9 グループワーク

テーマ「舌と唇で読む～“知欲”を知る」

ねらい：ハンセン病の疾病により身体の機能が失われていく中で、感覚として最後に残った舌と唇を使って、点字を読むその姿に、究極の学ぶ姿を見るところにも、その詩ににじみ出る「言葉の中にある可能性」を追い求める生き方に人間であることの「証」を見る。「知る(学ぶ)」という強い欲求を持ち続ける一人の人間としての彼に、人間としての尊厳性を感じてほしい。

キーワード：点字 舌読 言葉 知るということ

進め方

4～5人程度のグループを作り、与えられた課題についてグループワークを行う。

課題1 「一枚の写真を読み解く」

- ① どのような状況の写真なのかを考える。
- ② 点字で書かれたシートに口づけするように点字を読む姿に何を感じるか意見交換する。
- ③ なぜそこまでするのか？情報を得たければ朗読してもらおうと足りる。しかし、なぜそこまでして読みたいのかを考える(朗読者の都合や時間的制約があり、自分が読みたいときに自由に自分の時間で自分勝手に読むことを楽しむことができることの意味と価値を知る)
- ④ 残された最後の感覚を生かしてまでも、人はなぜ「読む」のかを考え意見交換する。(自ら知りたいという欲求は、人間であり続けることの証である)

課題2 詩「点字」(近藤宏一)を読む

- ① 課題1を深めるために、詩「点字」(資料1)を読み、グループで意見交換する。
- ② どのような苦痛なのかを想像しながら、血を流してまでも「読む」ことの意味を深く考える。
- ③ ハンセン病に冒され多くの感覚や機能が麻痺していく人へ、憐憫や哀れみだけの感情で相対することへの無意味さと、その人を見る「こころの貧しさ」を感じ取らせたい。
- ④ 「この文字、言葉 この中に、…新しい僕らの明日を約束」「涙は、そこどこそぐぬぐわれれるであろう」というラストの詩文から、何を感じたのか、各自の言葉で書き表し、全体で意見交換する。
- ⑤ 知ることへの飽くなき思いの「知欲」とは何か？(人間として生きる証ではないか)

12 ふりかえり

テーマ：「塔和子さんの『いのちの詩』にふれる」

ねらい：1999年『記憶の川で』で高見順賞を受賞したハンセン病回復者詩人塔和子さん。隔離された四国香川の離島の大島青松園に生きて、社会や人間とのつながりを求め続けるには、自ら打ち込むものが必要であり、彼女はそれを詩に求めた。故郷や家族、人恋しさにさいなまれながらも「ひるまず、血のしたたる生の切り口を開いてみせる」（永瀬清子）と評される詩を作り続け、やがてその苦悩を乗り越えた境地から自身を見つめた優しくあたたかな作品を生み出していった。その彼女の2編をやわらかな感性のなかに生きる子どもたちこそ「いのちの詩」をひとり静かにふれさせたい。

キーワード：魂の詩 いのち ひととかわる 苦悶

進め方：ハンセン病問題の学習後、塔和子さんの詩をひとり静かに鑑賞する

「胸の泉に」 塔和子

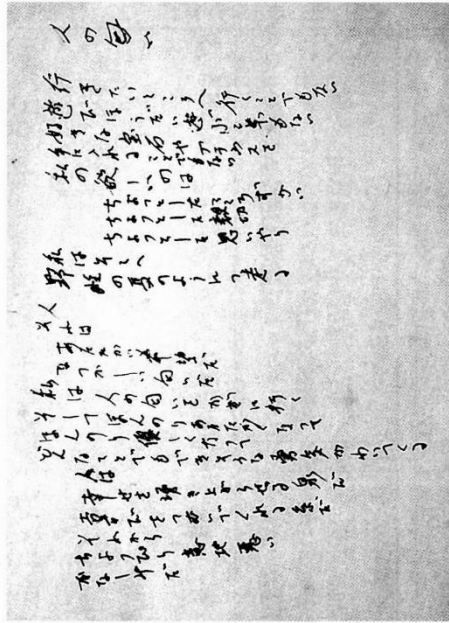
かかわらなければ
この愛しさを知るすべはなかった
この親しさは湧かなかった
この大らかな依存の安らいは得られなかった
この甘い思いや
さびしい思いも知らなかった
人はかかわることからさまざま思いを知る
子は親とかわることからさまざま思いを知り
親は子とかわることによって
恋も友情も
かかわることが故に起こる
かかわったが故に始まる
幸や不幸を
積み重ねて大きくなり
くり返すことで磨かれ
そして人は
人の間で思いを削り思いをふくらませ
生を綴る
ああ
何億の人がいようとも
かかわらなければ路傍の人
私の胸の泉に
枯れ葉いちまいも
落としてはくれない

(詩集「未知なる知者よ」より)

「豊かに身ごもる」 塔和子

ながくつらい夜にいたから
貪しい食卓を知っていたから
苦悩のくさりにつながっていたから
眠りのすばらしさ
豊かに食べることの喜び
とき放たれたところの輝くような楽しさを知った
私が生きたためになめつくした
かぞえきれない辛いもの
憎悪と苦悶と悲しみと
ぬりこめられた血と涙
それら
内と外からおしよせたものの数
私は醜(しゅう)をそしやくする故に
誰よりも
豊かに身ごもる
鬼子母神

(詩集「希望の火を」より)



(「いのちの詩 塔和子展」リーフレットより)

詩人 塔和子 略歴

1929年愛媛県に生まれ、2013年8月逝去(83歳)。14歳の時にハンセン病により、国立療養所大島青松園(香川県)に入所。病氣治癒後も同園にとどまり、30歳頃から詩作を始め、1964年発行の最初の詩集『はだか木』ほか19冊の詩集を発行。1999年『記憶の川』で高見順賞を受賞。2003年、塔和子の半生を描いたドキュメンタリー映画「風の舞-闇を拓く光の詩」(監督・宮崎信恵)が完成・公開。2006年『塔和子全詩集』(全三巻)発行。塔和子の詩は、人間の尊厳を問い、懸命に生きようとする魂の叫びとして読者の心にひびく。高見順賞の選者大岡信は「自分の本質から湧き出てくる言葉を繰り返し追求している」と評している。

(全詩集の編集を担った川崎正明氏より提供)

ハンセン病市民学会

第18回 総会・交流集会 in 北海道

【分科会D】 鼎談

「ハンセン病問題と教育」

～見つめる・見直す・見届ける～

私とハンセン病との出会い

- ・ **小学校が北海道にある私立の小学校出身（札幌三育小）**
→ 授業で聖書を学習する時間があり、ここで初めて出会う
- ・ **大学院での学び**
→ 佐久間先生と出会い、佐久間先生がハンセン病の研究をして
いたことで、私自身も学んでいく。
- ・ **東京都人権尊重教育推進校の指定校を受ける**
→ 本格的に授業実践に取り組み、藤崎陸安さんと出会う

子供を通して感じる世相 1

- ・昔の子も、今の子も本質的な部分は変わらない

→褒めてもらいたい、いけないうことは指導してほしい

自分を見てもらいたい

子供を通して感じる世相 2

・教員の人材に対する質の保証

→現場では若手の教員が非常に多い

子供との適切なコミュニケーション能力の欠如

いけないことはいけないと本人が理解できないよう指導すること
相手の立場に立って考えるところというスキルを子供に指導すること

頑張ることが楽しいと思わせること

できたことをしっかりほめること

面白い授業、分かりやすい授業を展開すること

↑ 子供から信頼させる教師 親 大人

教材化しようと思った理由

「未来の東京」に生きる子供の姿（東京都教育施策大綱令和3年3月）

- 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる
- 他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する



東京都の教育に求められる教師像

● 教育に対する熱意と使命感を持つ教師

- ・ 子供に対する深い愛情
- ・ 教育者としての責任と誇り
- ・ 高い倫理観と多様性に配慮した人権意識

● 豊かな人間性と思いやりのある教師

- ・ 温かい心 柔軟な発想や思考 創造性
- ・ 幅広いコミュニケーション能力

● 子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる教師

- ・ 常に学び続ける意欲
- ・ 一人一人のよさや可能性を見抜く力
- ・ 教科等に関する高い指導力

● 組織人として積極的に協働し互いに高めあう教師

- ・ 経営参画への意欲 協働性
- ・ 高い志とチャレンジ精神
- ・ 自他の安全を守る危機管理能力

教員に求められる具体的な内容	
教育課題	
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒一人一人の人権に配慮した指導を通して、自他の人権を大切にしようとする児童・生徒を育成できる。 ・児童・生徒が人権課題についての正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消しようとする態度と実践力を育む指導ができる。
道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に、他者への思いやりや、かけがえのない生命を大切にすることを育むことができる。 ・よりよく生きるための基盤となる道徳性を、児童・生徒自らが考え、議論し、行動しながら身に付けられる指導ができる。 ・保護者や地域等と連携し、児童・生徒の豊かな心の育成を図ることができる。
グローバル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に、異なる言語や文化、価値を乗り越えて、新しい価値を創造する力を身に付けさせることができる。 ・コミュニケーション力、異文化への理解、国際社会に生きるために必要なアイデンティティの育成を図る教育を行うことができる。
不登校対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒にとって魅力ある学校・学級をつくり、豊かな人間関係を育むことができる。 ・不登校の予兆への対応を含めた段階から組織的かつ計画的な支援ができ、個々の状況に応じた積極的な声掛けや関わりなど、早期支援に取り組みことができる。 ・児童・生徒本人と直接会って状況を把握し、デジタル技術の活用による学習支援等、その児童・生徒に応じた多様な学びの場を提供するなど、安心感を与えることができる。 ・保護者や関係機関と連携を図りながら必要な支援を行い、対応の改善を図ることができる。
いじめ防止、自殺予防等に係る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、虐待やヤングケアラー等の早期把握など、児童・生徒の小さな変化に気付く、適切に支援するための具体的な取組を、保護者や地域、関係機関等と連携しながら組織的に推進できる。 ・児童・生徒のSOSを確実に受け止め、適切に支援できる。 ・児童・生徒のSOSを出さず力及び周りのSOSに気付ける力を育成できる。
安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の生活安全、交通安全、災害安全、3領域及び学校における安全教育の目標や内容を踏まえ、児童・生徒に危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けられるよう指導できる。 ・学校における安全管理について、自校の危機管理マニュアル等を理解するとともに、事件・事故等が発生した際、管理職への報告や、教職員間の情報共有を図るなど、迅速かつ的確に判断し、対応できる。

人権教育プログラム（学校教育編）

- | | | | |
|---|-----------------|----|------------|
| 1 | 女性 | 10 | インターネットによる |
| 2 | 子供 | | 人権侵害 |
| 3 | 高齢者 | 11 | 北朝鮮による拉致問題 |
| 4 | 障害者 | 12 | 災害に伴う人権問題 |
| 5 | 同和問題 | 13 | ハラスメント |
| 6 | アイヌの人々 | 14 | 性自認 性的指向 |
| 7 | 外国人 | 15 | 路上生活者 |
| 8 | HIV感染者 | 16 | 人権尊重の精神を育む |
| | ハンセン病患者等 | | ための指導法の工夫 |
| 9 | 犯罪被害者やその家族 | | |

教材化しようと思った理由

・教員としての使命感と熱意

- 教科書に載っていないことも学習しないといけない
- 相手の立場に立って考える子になってほしい
- ハンセン病問題から自分の生活に生かせるものがないか
考えてほしい
- 知ろうとしないことは、よくないこと
- 様々な情報の中で、何が正しいのか判断できる子になってほしい

具体的な実践例

第6学年

総合的な学習の時間

そつれて本当に正しいの？
～差別のない社会を目指して～

総合的な学習の時間の目標

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する 資質や能力を育成すること
- (3) 学び方やものの考え方を身に付けること
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- (5) 自己の生き方を考えることができるようにすること

差別事象との出会い

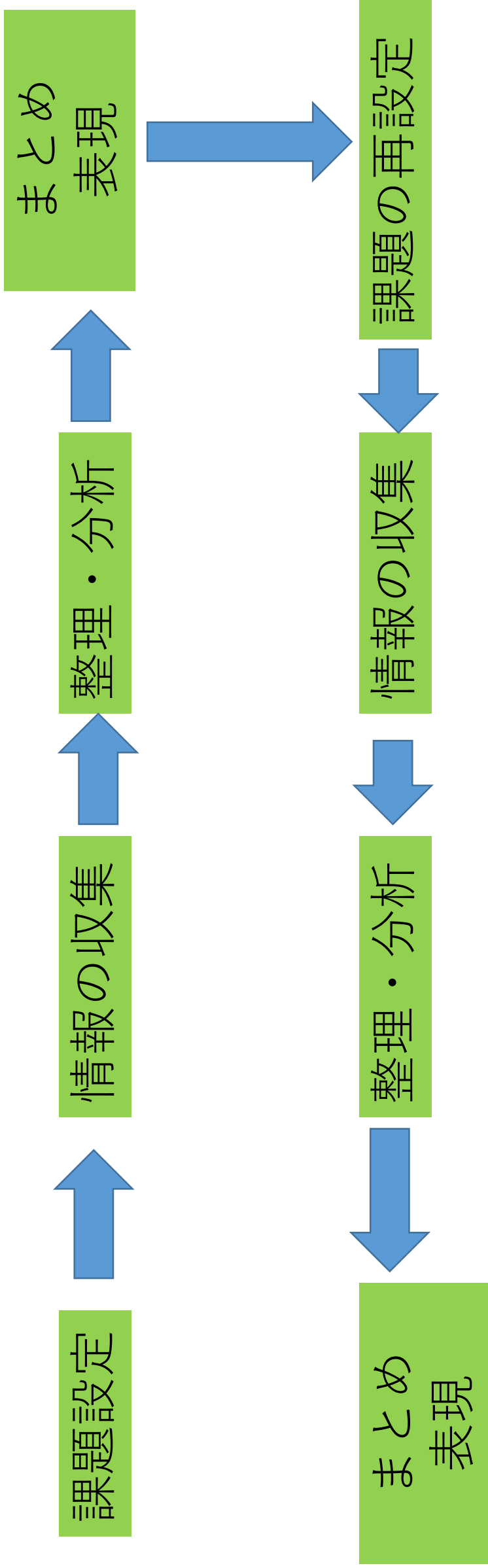
教科学習が
らの広がり

体験学習

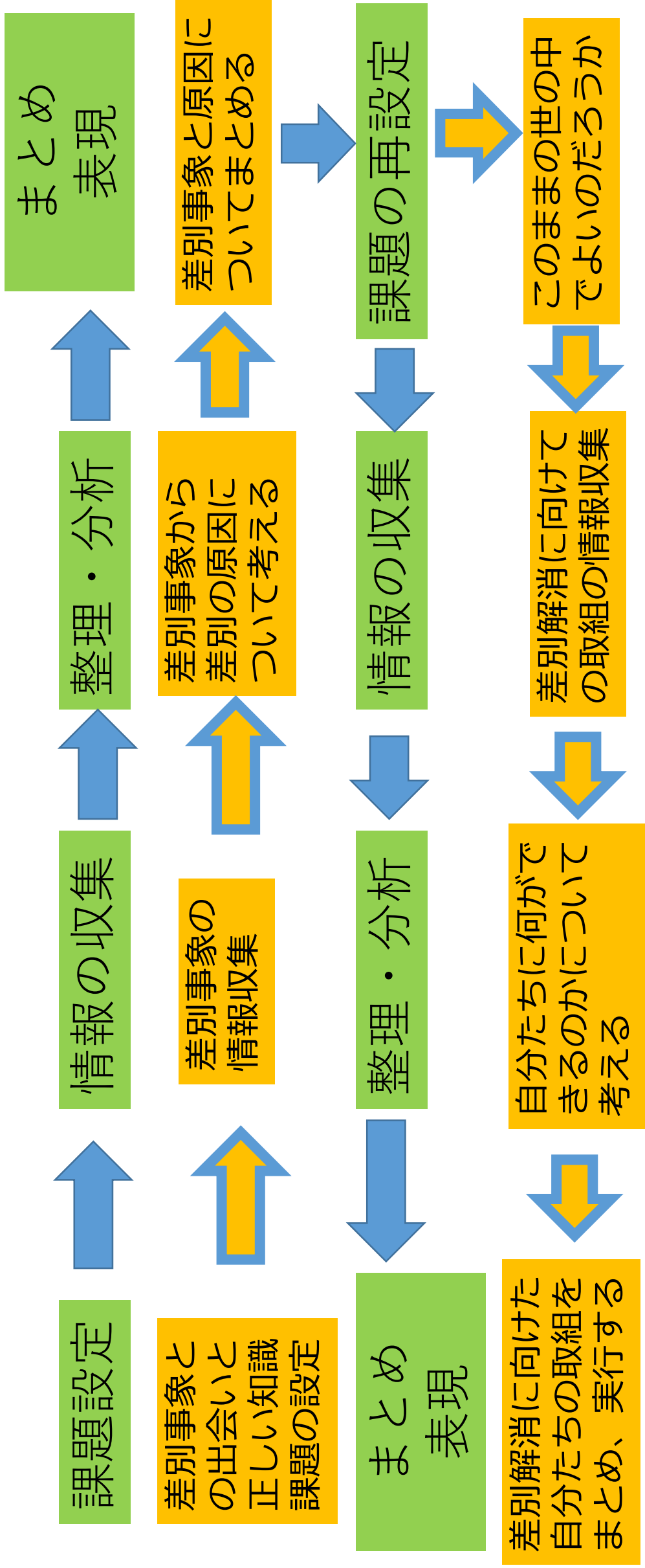
当事者との
交流

児童の心情面に
差別の醜さや、
差別事象に対し
て解決しなけれ
ばならないとい
う思いを引き出
せるかどか

総合的な学習の時間の授業構造



総合的な学習の時間の授業構造



本単元の目標

ハンセン病に関する過去や現在の実態・課題
について追究する活動を通して、ハンセン病
について正しく理解できるようにする。そし
て、偏見や差別なく互いの人権を尊重しなが
ら共に生きていくために必要なことを考え、
ハンセン病に対する差別的解消にむけた取組
や、自分のこれから生活にかそうとする
態度を育てる。

課題設定

ハンセン病との出会いを大切にし、たくさんの疑問をもたせるようにした。

- ①：5年生の総合を振り返り、6年生の総合的な学習の時間の内容の大きめに決める。
- ②：「ハンセン病患者の日記」から、ハンセン病の差別の実態について把握し、探究課題を設定する。
- ②：病気について詳しく調べる。
- ②：病気発覚から、療養所内での生活までの概要を把握する。これまでの学習内容を振り返って、疑問に思ったことをまとめる。
- ①：前時でまとめた疑問を藤崎さんにインタビューする。本時
- ①：インタビュー内容を整理し、自分が調べたい課題を設定する。

情報の収集

正しい情報で収集できるように配慮する。個別で調べ学習を進める。

- ⑤：ハンセン病について、自分が調べたい課題の情報を収集する。
- ・ハンセン病を発病した人々が受けた差別、心の傷
 - ・療養所での差別
 - ・家族への被害
 - ・社会的な差別
 - ・歴史的背景とらい予防法と基本的な人権
- ②：全生園の見学を行い、療養所内での差別について情報を収集する。
- ・患者作業
 - ・火葬場、納骨堂
 - ・子供供養碑

整理・分析

個人で調べたことを、友達と共有しそこから何が分かるのかを話し合い、発表したい項目で班に分かれ、発表の準備を行う。

⑥：調べた情報を整理し、そこから何が分かるかを考える。

思考ツールの活用
ICT機器の活用

まとめ

ハンセン病について調べてきたことをスライドにまとめ、保護者や他の班の児童に伝える。

②：整理した結果をまとめ、発表する。

課題の再設定

ハンセン病の差別問題について追究し、差別解消にむけて視点を移行させる。

②：他の班の発表やこれまで調べてきた中から生じた疑問をもとに新たな課題を設定する。

- ・ハンセン病の人たちは、生きがいがなかったのだろうか。
- ・法律と争った人たちはいなかったのか。
- ・ハンセン病差別解消のために活動した人はいなかったのだろうか。

情報の収集

調べた情報を基に、自分たちなら何ができているのかについて考えてみるきっかけとさせたい

⑥：新たな課題に対し、児童が調べたいものを選択し、情報を収集する。

- ・ 差別されても法律と闘い続けた人たち と裁判
- ・ 生き証を証明することで差別と闘った人たち
(文学や音楽、絵画などの芸術作品)
- ・ ハンセン病差別の実態を世の中に訴えた人たち
- ・ 教育現場でハンセン病に対する差別の問題について指導する人たち

整理・分析

個人で調べたことを、友達と共有しそこから何が分かるのかを話し合い、発表したい項目で班に分かれ、発表の準備を行う。

④：調べた情報を整理し、分析する。

まとめ

ハンセン病差の解消に向けた自分たちにできる取組や、ハンセン病差別の学習を通して日常生活に生かせることは何かについて考えスライドにまとめ、保護者や他の班の児童に伝える。

②：ハンセン病の差別の実態について自分たちには何ができるのかを考える。

②：ハンセン病の学習を通して、日常生活に生かせることはないかを考える。

②：これまでの学習の成果を本にして発表する。

本発表

本時までの授業の工夫

- 1：児童がハンセン病差別との出会いを工夫
- 2：たくさんの疑問がわくように工夫
- 3：本時で、ゲストティーチャーに回復者藤崎さんが来てくれ
たと思わせる工夫

ハンセン病差別との出会い 2・3 時間目

全生園に入園した日

私が遠い故郷を離れ、この全生園にやってきたのは、今から85年ほど前の大正時代であった。

その日、父と一緒に朝4時ごろに家を出た。隣の近所の人々に病気の姿を見られると大変なので、まだ暗い道を無言で歩いて行った。

5時半ごろ駅に着き、しばらくすると、警察の人がやって来た。汽車がホームに着くと、警察の人は「さあ、こちらに」と言って、先に歩いた。そして、列車の一番後ろの車両に連れで行かれた。窓には、「病人車のため貸切」と書いた白い紙が貼られていた。他の車両はほぼ満員だったが、私たちの乗る車両だけは、がらんとしていた。

途中の駅々(えきえき)で、私たちの車両に乗り込もうとした人がいたが、そのたびに警察の人が、「ここは病人車だ」と言って断った。

やがて、上野駅に着くと、私たちの車両だけが切り離され、別の汽車につなされた。次に新宿駅に着いた。弁当を食べた後、2時間ほど待たされた。私はのどが渴いたが、この車両から一歩も外へ出てはいけなないので、警察の人がサイダーを買ってきてくれた。

私たちの車両に、もう一つ「病人用」の車両がつながれ、ようやく新宿駅を出発した。今の西武新宿線を通して、東村山市への汽車は進んでいった。午後3時ごろ、汽車は「病人用ホーム」に着いた。当時の東村山駅は、一般の人たちのホームとは別に、全生園の病人が降り降りする病人用ホームがあったのだ。

ホームに降(お)りると、駅員が警察の人に、「なんだ、このクサリボウに。2両もつなげてきて。」と大声で言った。クサリボウと言われて、「私は社会から捨てられた人間である」ことを、はっきりと知らされた。見知らぬ土地に来て、初めて聞く言葉が「クサリボウ」。—なんということだ。これ以上の悪口はない。人間として世間に通用しないのか。

人力車が迎えに来て、私とは別の車両に乗った足の不自由な人
を乗せた。私は人力車と一緒に歩いて行った。途中で子供が4・
5人遊んでいた。子供たちは、私を見かけると。「ああ、クサリ
ボウ、クサリボウ」と、はやしたてた。この地方では、私たちの
病氣のことを、「クサリボウ」と呼んでいるのか。ひどい言葉だ。

気落ちして歩いていると、人力車を引いている人が、「向こう
に大きな松が見えるだろ。あれが全生園だ。」と言った。東京だ
と聞いていたのに、周りに人家もない林の中にあると知り、寂し
い思いがした。

桜沢房義『全生今昔』より
分かりやすくするために、文章を一部変更

子どもから出た気になったところ

- 近所の人々に病気の姿を見られたら大変
- しばらくすると警察の人がやってきた
- 病人車のため貸切
- 警察の人が他の人が乗るときに、ここは病人車だと断った
- 病人用ホームに着いた
- こんなクサリボウのために2両もつなげてと言われた
- 子どもたちにもクサリボウと言われた
- 社会から捨てられた人間
- 全生園が周りに人家もない林の中にあった

資料3：ハンセン病の基本的な知識

- ハンセン病の基本的な知識（一部）
- この病気名前を「ハンセン病」といいます。
- ハンセン病は感染症の一つで、特別な病気ではありません。
- 菌の生命力は弱く、感染しても発病にいたることは、とてもまれです。
- 全生園ができてから約112年間に、感染し発病した職員は一人もいません。

留意した点

- ハンセン病は恐ろしい病気だと間違った認識をもたせないように、ある程度のハンセン病についての基本的なことは抑える
- 次回の授業では、ハンセン病についてもっと詳しく調べ、正しい知識をもてるようにすることを児童に伝える
- 次回の授業で扱う資料が、回復者の藤崎さんや佐久間先生から提供していただいたものを、次回の授業で伝えるが、本時で藤崎さんや佐久間先生が来ることは伝えない。

ハンセン病についての正しい知識 4・

5 時間目

※ハンセン病は今はうつらない病気、治る病気であることを必ず確認する。

- 当時のハンセン病患者の多くは（6割～7割）子ども時代に発病していた。
- 多くの子どもが隔離された。
- 特効薬が開発されたにも関わらず、法律が改正され隔離政策が続いた。

ハンセン病に関わる3つの法律

- 1907年 明治40年 癩(らい)予防ニ関スル件
- 1931年 昭和6年 癩(らい)予防法 (旧)
- 1947年 昭和20年 プロミンという特效薬が開発され

ハンセン病は治る病気になる

- 1953年 昭和28年 らい予防法 (新)
- 1996年 平成8年 らい予防法 廃止
- 2001年 平成13年 国家賠償訴訟 勝訴
- 2019年 令和元年 国家賠償訴訟 勝訴

病気発覚から、療養所内での生活 6・7 時間目

<入所するとき>
多くの若い子どもたちは、自分が何の病気なのかを知らされなまま、しばらく治療すれば治って帰れるから、という言葉を信じて療養所へ連れて来られました。警察官が家に来て近所に病気が知られ、親が身を切られる思いで子どもを入所させたこともありますが、子どもは親にすてられたように感じただけでしょう。子どもにとっても、親にとっても。悲しい別れでした。

全生園患者自治会

一人の少女が入園してきた。収容されてすぐ消毒風呂に入浴。その短い間に全生園の職員にすすめてもあっても送ってきた親は逃げように去っていった。残された少女は本能的に不安を感じ、親子のききずなの切れることを恐れ、親の姿を求め走り回る。百メートルも行けば高い土手、急回転をしてまた走る。黒い収容門にぶつかる。泣き叫びながらかたいた門をこぶしで打つ。かぎのかかった扉はびくともせず、振り上げた手は、全生園の職員につかまれる。陽も落ちはじめ涙もかれたとき、一緒に泣いてくれる寮母に抱かれていった。

学習を通して児童が考えた質問

なぜ、規則があるの。

療養所の規則にはどんな規則がありましたか。

規則

60

一番イヤな規則はなんでしたか。

規則を守らないとどうなりますか。

療養所では、面会することはできませんでしたか。

外の人と電話で話すことはできますか。

家族から縁を切られた子どもたちは、どんな様子でしたか。

寮母さんはどう思いましたか。

なぜ、寮母さんは患者さんの方がやっているのですか。

知らない人を「お母さん」と呼ぶことを、どう思っていましたか。

一番小さい子は、何歳くらいの子がいましたか。

家族が恋しくなくなった時、藤崎さんや他の人たちはどうしていましたか。

患者さんは家族との縁を切られた後、入院費や生活費はどうしていたんですか。

療養所内で、働いてお金をもらうことはできませんか。

療養所の部屋の広さはどれくらいで、そこでは何人の人が生活をしていましたか。

普通の病院に入院することができないのですか。

療養所のごはんは誰がつくっていましたか。

療養所内では遊べましたか。ごらくはありましたか。

療養所では、どのような服装をしていましたか。

療養所から逃げたらどうなりますか。

療養所で働く職員の方も差別されていたんですか。

療養所の職員からも差別されていた人はいいますか。

なぜ、療養所では名前を変えらるのですか。

療養所内の 生活

自分と同じ人がいることは、安心しましたか。

仲間

患者さん同士で協力し合うことはありますか。

なぜ、警察の人が付き添うのですか。

警察

警察の人が差別をしている人に注意はしないのですか。

今は、家族にあえますか。

辛い時、どのようにして立ち向かいましたか。

一番つらかったことはなんですか。

生きることが諦めたことはありませんか。

なぜ、今のお仕事をされているのですか。きつかけの事件はどんな感じですか。

今でも差別されていると感じることはありますか。

治ると聞いた時、どう思いましたか。

法律がいつまでもか変わらないうちにどう思っていましたか。

法律が廃止になって、生活は変わりましたか。

法律

療養所では、国民の「自由権」などの基本的人権は守られていたのですか。

治る薬が開発されたのに、なぜらい予防法は廃止になるまで時間がかったのですか。

このようなひどい事実があるのに、なぜ今の学校で学習して差別のない世の中にしようとしなないのですか。

現在
未来

コロナ差別があった時どう思いましたか。

たくさんひどい差別がありました。私達が特に知っておいたほうがよいものはありますか。

その
他

病気や差別で亡くなった人はいいますか。

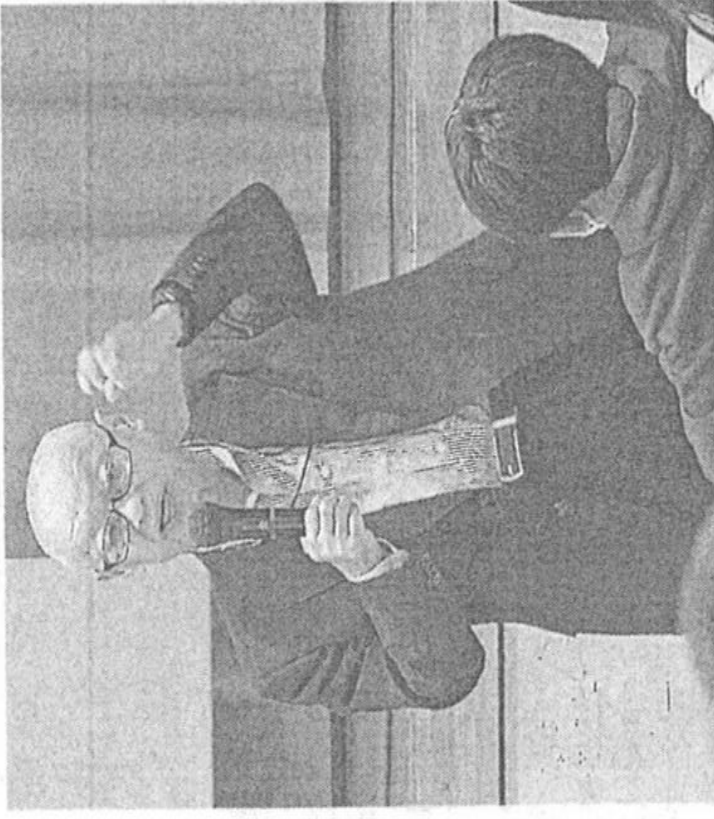


課題設定の工夫

- ・ 児童が主体となって課題設定ができるように「なぜ」「どうして」を大切にしてきた。
- ・ 藤崎さんの回答の仕方は、「～こともあるよ。だから調べてみてね。「僕は～だったよ。ほかの人はどうだろう。」など次の学習につながるような仕方を行った。
- ・ 「なぜ」「どうして」を大切にすることで、今後の情報収集のばに活動において、調べなければいけない必然性や切実感をもたせるようにした。

※この学習を行う際には、「それって本当に正しいの」を合言葉に学習を重ねてきた。

児童らにハンセン病と差別問題
などについて説明する藤崎さん



元患者 児童に授業 町田

「ハンセン病 正しく知って」

町田市立南成瀬小学校で
9日、ハンセン病元患者を
招いた総合学習の授業が行
われ、6年生59人が差別問

題について学んだ。
ハンセン病は感染力が
極めて弱いにもかかわらず、1996年まで続いた
らい予防法で患者は強制的
に隔離され、「恐ろしい
伝染病」という誤った認識
により、様々な差別を受け
た。

この日の授業は、全国ハ
ンセン病療養所入所者協議
会事務局長で元患者の藤崎
陸安さん(79)が、子どもた
ちからの質問に答える形で

進められた。藤崎さんは、
療養所でもかつては規則を
破ると監獄のような所に入
れられたことなども説明
し、「ハンセン病のことを
正しく知って、知らない人
に正しく伝えてください」
と語りかけた。

6年の木村玲織さん
(11)は「これまでの学習で
は知らなかったことも多
くショックでした。教え
てもらったことを恐れずに
生活していきたい」と話し
ていた。

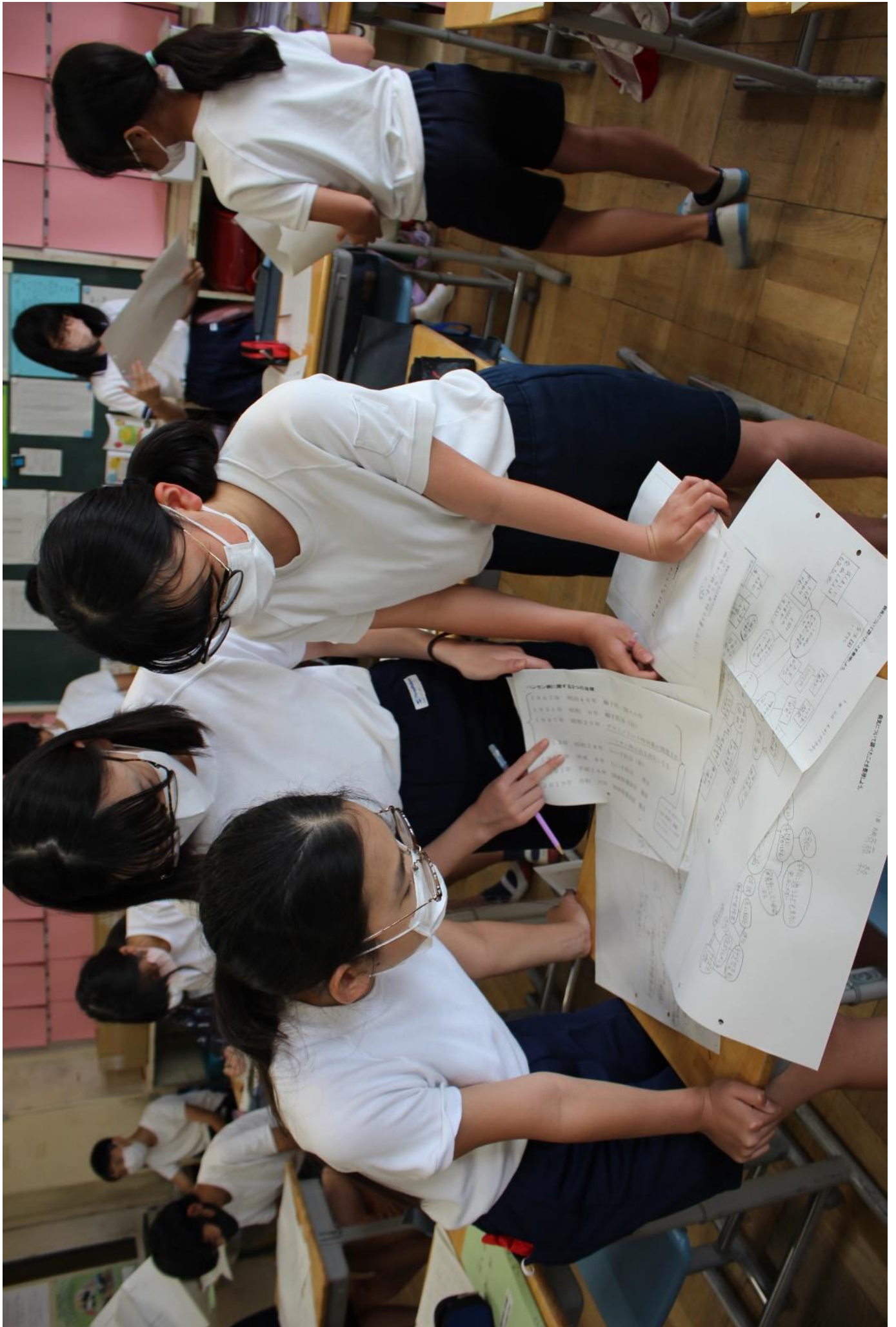
町田市立南成瀬小学校 第6学年 59名
東京都人権尊重教育推進校 校内校内研究
授業日：2022年6月9日(木)
授業者：沼田 一臣
新聞社：読売新聞
発行日：2022年6月10日(金)

情報の収集 整理・分析

- 児童が自分なりの課題を設定した後、自分が「調べてみたい、調べないといけない」課題の資料から、調べられるように工夫
- 自分が調べる資料を調べていくうちに、「他のことも調べないといけない」と思わせる資料の工夫
- 実際に、国立ハンセン病資料館に行き、実物や資料を見られるように工夫
- 再度分からないことは、藤崎さんにインタビューできるように場の設定を行う
- 思考ルーツで収集した情報を整理・分析



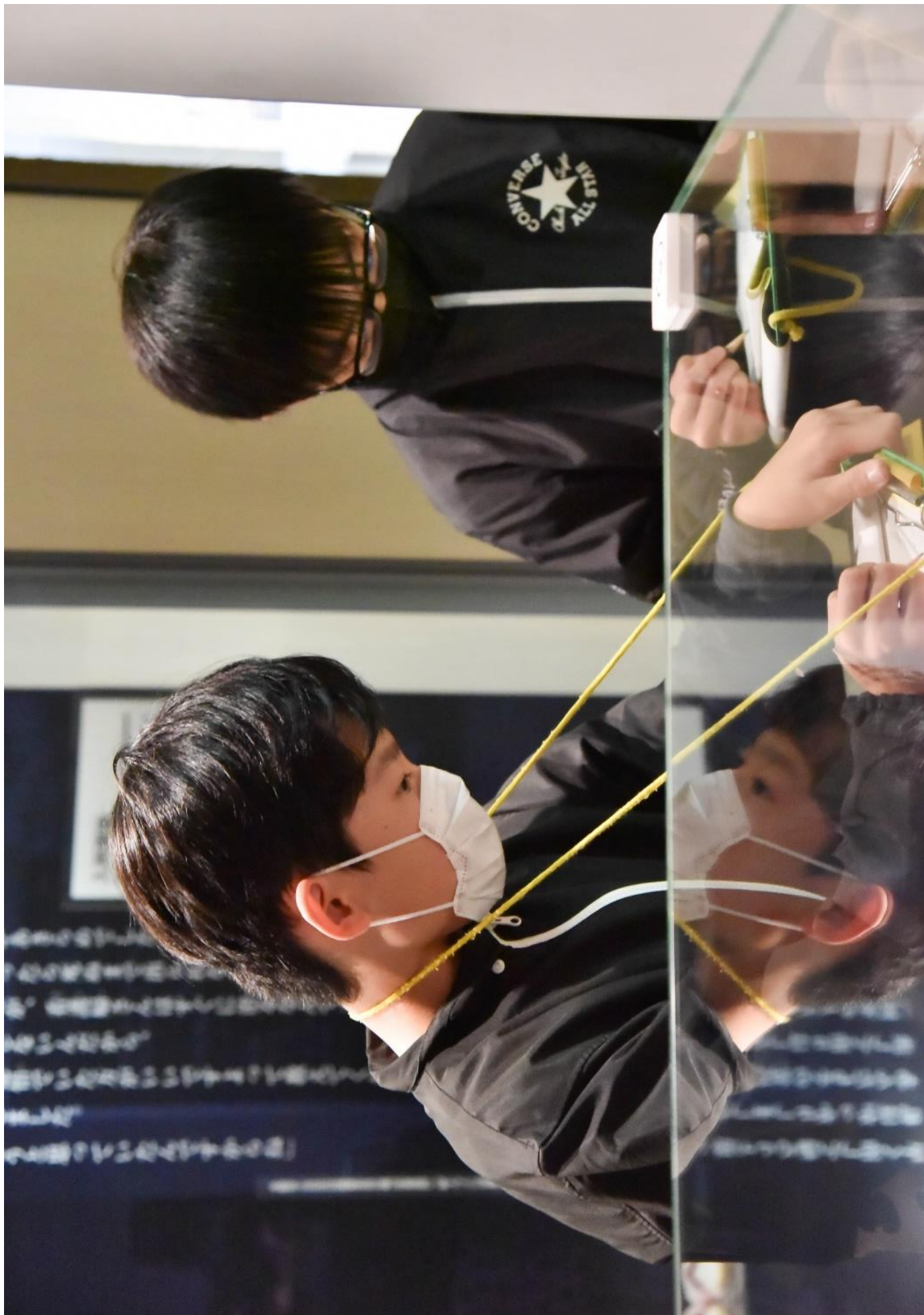












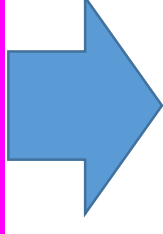


課題の再設定

ハンセン病に対する差別の現状を知った子供たち



「このままでいいのか？」



ここから新たな課題設定に入る

資料：スタジオジブリ 監督 宮崎駿さんと佐川さんとの出会い

情報の収集

<当事者の方>

- ・ 裁判で闘い続けた人たち
- ・ 家族の人たちの闘い
- ・ 文学や芸術の分野で生き残したことで、差別に闘い続けた人たち

<当事者と関わりのある人たち>

- ・ 宮崎駿さん
- ・ 佐久間先生
- ・ ハンセン病の授業を受けた先輩方のインタビュアー

ハンセン病に対する
差別が起きた理由

- ・正しい知識をもっていない
- ・知ろうとしていない
- ・情報を確かめようとししない
- ・周りに同調してしまふ
- ・正しい知識を広めようとししない
- ・相手を理解しようとししない
- ・国の誤った政策によって偏見や差別を助長することとなった

ハンセン病に対する
差別解消に向けた取組

宮崎駿さん 映画
佐々木先生 本 / 学校教育

佐川さん 資料収集 / 資料館
全患協 裁判
多くの人たち 生きた証し
陶芸・絵・文学

思い

少しでも

差別をなくしたい
歴史を知りたい
生きた証しを残したい

多くの人にハンセン病について
知ってもらい、様々な考えを
だして、患者の声を伺持ちも
知ってもらい。伺持ちも知った
ことで差別解消に向けてこの
取組の後押しをしてほしい
(向き合ってもらいたい)

～感想～

少しでも知ってもらって
向き合ってもらいたいと、一つの
強い思いが、たがひこそ取り

当事者の方
当事者ではない方
の思い

当事者
の方たち

当事者
ではない
方たち

当事者で
ない方

ハンセン病に対する
差別が起きた理由

- ・正しい知識をもっていない
- ・知ろうとしていない
- ・情報を確かめようとしな
- ・周りに同調してしま
- ・正しい知識を広めようとし
- ・相手を理解しようとし
- ・国の誤った政策によって偏見や差別を助長することとなった

思い

今後の国民生活の中
 (二度とこのような偏見・差別が起きないようにするため)
 ハンセン病に対して正しい知識をもった人を増やすため。
 生きた証しをのこして国民にハンセン病について知ってもらいたい。
 映画に小さい子が大人まで見るから、楽しみながらも偏見・差別に向きあうことが大事だから。
 私は差別解消に向けた取組について調べ考え、二度と同じことが繰り返さないようにして広めたら、もっと差別がなくなる危険があるのに、広めてほしい。
 弊のある行政がほしい。

ハンセン病に対する
差別解消に向けた取組

- ・宮崎駿さん 映画
- ・佐々木先生 本 / 学校教育
- ・佐々木さん 資料収集 / 資料館
- ・全志協 裁判
- ・多くの人たち
- ・生きた証し
- ・とうけい 絵
- ・大学
- ・当事者のたち



ハンセン病に対する
差別が起きた理由

- ・正しい知識をもっていない
- ・知ろうとしていない
- ・情報を確かめようとしていない
- ・周りに同調してしまふ
- ・正しい知識を広めようとしていない
- ・相手を理解しようとしていない
- ・国の誤った政策によって偏見や差別を助長することとなった

思い

- ・世の中
のヘンケンヤ
さんつをなくすため。
・映画にハンセン病
のはれんをえられることで
色々な世代の方たろに
ハンセン病という病気がしる
もらうため。
- ・ハンセン病のことについて
正しい知識をしるもらて
取り組むため。
- ・生きた証を残すことで
ハンセン病患者の人たろが
かかえていた思いをしるも
らうため。
- ・本や学校で教育すること
よて、ハンセン病としる
もら、より深く
考えもらうため。
・このよなことを
あまないう
にする
ため。

感想

せしめられるのも
つらいと思つた。
元張、え生きて危な
人たろにしるもらあうと
ハンセン病にもまあ、てい
すしいと思つた。

ハンセン病に対する
差別解消に向けた取組

- ・宮崎馬場 映画
・佐久間先生 本/学校教育
- ・佐川さん 資料収集/資料館
- ・全忠協 裁判
- ・多くの人たろ 生きた証し
とつて、い、絵、文字
- ・当事者の
方たろ

ハンセン病に対する差別解消に向けて

自分たちにはできることはなんだろうか？

偏見

今まで自分が差別や偏見をしていないか振り返ってみる

身近な偏見や差別からなくしていく

大人になってもハンセン病のことを忘れなない

身近で、差別や偏見のようないよと起きないよに、正しく教える

自分がされたらどう思うのか考える

よく知らないことを決めつけて話さない

大人が言っていたことでも鵜呑みにしない

実践

ハンセン病のよくなることがあつたらしくウイルスなどを調べる

藤崎さんがいつていたことを心がける

一人一人の意識を変える

「ハンセン病でOOだよね〜」って言うてる人に違つといい考えを変えさせる

ハンセン病みたいに国が間違つた政策をしたら止める

関わる

伝える

その情報が正しいかをすぐ判断しない

身近な人や、学校の人などに、ハンセン病について知ってもらう

学習発表会みたいに発表する

周りの人にハンセン病のことを知ってもらう

当時の人を知る

正しく知り正しく行動する

ハンセン病についてみんなに語る

大人に資料館のことを教える

当事者の方の実態を知ってもらう

家族や友達に話す

大人はあまりハンセン病のことを知らないから詳しく教える

知る、知ってもらう

実際に、資料館に行つて、差別や、間違つた法律などを知ってもらう

当時の人の生きた証しを知る

資料館に行つて当時のことを学ぶ

なぜ療養所に行くのかを考える

映画や本を見てもらう

ハンセン病のこただけじゃなく他の差別についても知る

積極的に知ろうとする

正しい知識

知らない、よくない、知ろうとしなない、もっとよくない

自分たちの生活の中にある偏見や差別意識
につながらりそうな事象の原因について話し
合ひ、これまで学習してきたことを基に、
「差別のない世の中に向けて自分たちに何
ができるのか」について考える。

ハンセン病
で学んだこと

ハンセン病で
学び、伝え、生かす

自分たちの
生活の中
で生かす

自分たちの生活の中にある偏見や差別意識につながらりそうな事象にはどんなことがありますか？

【友達に対して】

- 自分の情報だけで、その人を判断してしまうことが偏見につながる。
- 間違えた情報を確認しないで、広まってしまったことが偏見につながる。
- 自分にできることが、相手にもできることだと思っていたことが偏見につながる。
- ニュースでよく見るいじめも、偏見や差別意識があるからだと思う。

【病気になる方に対して】

- コロナウイルスの病気について偏見や差別意識があるとテレビで観たことがある。
- 医療従事者の方に対して、偏見や差別意識があるとテレビで観たことがある。

【外国の方に対して】

- 外国の方を勝手に怖いと思うことが偏見につながる。
- 文化や習慣が違うことから、自分が苦手だと感じそれが偏見につながる。

【その他】

- 強面な方は怖そうな人と思っていたが、話してみると楽しい人だった。
- 性別で〇〇はできないと勝手にイメージしていることが、偏見や差別意識につながる。

ハンセン病に対する
差別が起きた理由

- ・正しい知識をもっていない
- ・知ろうとしていない
- ・情報を確かめようとしな
- ・周りに同調してしまう
- ・正しい知識を広めようとし
- ・相手を理解しようとしな
- ・国の誤った政策によって偏見や差別を助長することとなった。

共通

- ・また疑っている情報
- を広めよう
- ・自分の立場に
- 考えていないから。

偏見や差別意識に
つながりそうな事象の原因

- ・自分が正しいと思
- 込んでしまう
- ・周りと違う所を悪く感じ
- ・相手の気持ちを考えずに発言
- してしまう
- ・周りに同調しないと自分
- も差別の対象にな
- 見ただけで半信半疑
- 正しい知識を広めよう
- としても周りに流されて
- 知ろうとしてないから正しい知識
- を持ってないから

ハンセン病に対する
差別が起きた理由

- ・正しい知識をもっていない
- ・知ろうとしていない
- ・情報を確かめようとしていない
- ・周りに同調してしまう
- ・正しい知識を広めようとしていない
- ・相手を理解しようとしていない
- ・国の誤った政策によって偏見や差別を助長することとなった。

共通

偏見や差別意識に
つながりそうな事象の原因

・ 自分を中心にしてものごとを
考えてしまうから。

・ 周りがあるとあわせようとして
しまう
・ 相手の気持ちを無視して、言いたい、言いたい
ための区別がなくなること。

・ 誰かが苦しんでいても自分じゃない
いからとめようとしめない

・ 偏見だけで人のことを言う。
先生が正しい知識をいふとまわりの
生徒もまねる。

ハンセン病に対する
差別が起きた理由

- 正しい知識をもっていない
- 知ろうとしていない
- 情報を確かめようとしていない
- 周りに同調してしまふ
- 正しい知識を広めようとしない
- 相手を理解しようとしていない
- 国の誤った政策によって偏見や差別を助長することとなった。

共通

見ためて
判断してしまふ、
正しい知識をもっていないから思ふ
しょうほうの判断力が
かたない

偏見や差別意識に
つながりそうな事象の原因

- 見ためて判断してしまふ。
- 他人にへんな目で見る、
- 思いみで相手を考えこまふ。
- ずいじょうほうをなかにまてしまふ。
- 〇〇かてきないから
- 判断するしょうほうかたないから、
- 自分とのりぞうかちからいから、
- 自分かた
- 相手かたからつからてる物で
相和せいかまはんだんしてしまふ。

大人

正しく知る
正しく考える
行動する

自分のこととして捉える

少しづつ差別が無くなる

そのことに詳しく知ろうとする

正しい知識を発信する

そのことについて詳しく知ろうとする

正しい知識を発信する

そのことについて詳しく知ろうとする

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

色々な世代の人に知ってもらおう

判断

今

自分

みんな

世代差別をしない

差別に対してやっつけな言い訳を持つ

正しい知識を発信する

そのことについて詳しく知ろうとする

色々な世代の人に知ってもらおう

周りに流されないうで自分の意見を言う勇気を持つ

自分のことのように考える

正しい知識を頭に入れる

自分の立場になつて考える

気持ち悪がらずその人のためになれる

見ただけで半断しないことを理解する

自分の立場になつて考える

相手の気持ちを考えから発言する

周りに流されないうで自分の意見を言う勇気を持つ

見ただけで判断しない

そのことについて詳しく知ろうとする

相手の言葉を理解し、正しく行動する

見えないところまで考える

見ただけで半断しないことを理解する

相手との違いも個性と考える

差別に対してやっつけな言い訳を持つ

常に相手のことも考えてあげる

日常の気持ちを考える

相手のことを怖がらずに理解しよう

～
会表発表学
～

2つの研究授業の児童の意見

- 将来は学校の先生になって、ハンセン病について子供たちに教えたいと思った。
- 藤崎さんの言っていた「知ろうとしない」ことはしたくない。
- 相手の立場に立って考えることが大切。
- 知りえた情報が正しいか判断する力を身に付けたい
- 先生方や大人は子供に色々なことを教えているから、大人も正しいことを学ぶことも大切。
- 学校でハンセン病などについて教える先生を増やす必要がある。

まとめ 本を作成し図書室におこう大作戦

第〇章	△節	項目	具体的な内容
表紙			
お礼文			
目次			
初めに			
1	1	ハンセン病とは何か	らい菌の発見とハンセン博士
	2		ハンセン病の症状
	3		日本にある療養所
	4		ハンセン病は治る病気
	5		病名の変更の理由
学びの場			思考図

2	1 ハンセン病の歴史と3つの法 律	江戸時代までのハンセン病
		宗教とハンセン病
2		明治時代 癩予防ニ関スル件と療養所のはじまり
3		昭和時代 らい予防法（旧）と絶対隔離
4		無らい県運動
5		らい予防法（新）とハンセン病患者絶滅政策
6		特效薬プロミンと基本的な人権の尊重
学びの場		思考図

第〇章	△節	項目	具体的な内容
コラム		私たちが疑問に思ったこと	
コラム		藤崎さんと私たちの出会い	
コラム		佐久間先生と私たちの出会い	
3	1	ハンセン病差別の実態	療養所に入るまで ハンセン病患者の日記
	2		療養所の生活 衣食住 名前の変更
	3		子供たちと学校
	4		患者作業
	5		結婚 断種 中絶
	6		お人形
	7		納骨堂
	8		家族への被害
学びの場			思考図

4	ハンセン病差別と闘い続けた人々	国家賠償
		家族訴訟
		生きた証
		ジブリ作品とハンセン病
		学校教育現場で
学びの場		ベン図
コラム	国立ハンセン病資料館を訪れて	
5	1 私たちにできること	ハンセン病に対する差別解消に向けて自分たちにできること
学びの場		座標軸
	2	ハンセン病問題から学び、伝える
学びの場		ベン図 座標軸

第〇章	△節	項目	具体的な内容
コラム		研究授業を通して	
コラム		学習発表会	
コラム		これって本当に正しいの？ ～ 差別のない社会を目指して ～	授業の感想
コラム		卒業文集から	
終わりに			
参考文献・ 出典文献 協力者等			
裏表紙			
背表紙			

それって本当に正しいの？
～ 差別のない社会を目指して ～

児童が書いた卒業文集

やっ と見つけた夢

将来の夢。私が聞かれて困る質問第五位以内にまちがいなく入る質問だ。逆に今から決まっている方がおかしいと思う。今、なりたい職業は自分にあわない職業がもしれない。その職業は安定していかないがもしれない。そもそもそれ以前に私は何かにあこがれたことがない。幼いころはあったがもしれないが、幼いころにあこがれる物なんて非現実的な物ばかりだ。そんな調子で将来の夢なんて見つかるはずもない。親にすすめられる職業はあるが、その職業になるためには、たくさん努力しなくてはならない。私はそんなに努力できる人間ではない。親は少し私のことをかんちがいしている。そんな私は、たぶんサラリーマンなどにでもなるのだろうと思っていた。これは五年生の時の私だ。

六年生の総合的な学習の時間、私は初めどんなことを勉強するのかとても楽しみにしていた。授業がスタートして、学習するタイトルが「それって本当に正しいの？差別のない社会を目指して」とだった。差別がタイトルにあるので、五年の時に学習した、アイヌ民族に対する差別問題に近い内容だと私は思った。しかし、授業がすすむにつれ、この総合で学習する内容が、ハンセン病に対する差別だと知った。差別内容は、

すさまじいものだった。例えば強制的に分けられ
たり、子供をうめないうちに手術されたりして
いた。私はそれまであまり病気で差別される
ということあまり知らなかったのが驚いた。
総合の学習が始まり大分ハンセン病のことが
わかってきたころ元ハンセン病患者さんの藤崎
さんが学校に来て、授業をしてくれることを聞
いた。私はこんなチャンスめったにないから真
剣に聞こうと思った。ついに藤崎さんが来る日
になった。藤崎さんが話してくれることはど
れもためになるものだった。けれど私の心に一番
残ったのは「知らないことは良くないこと。知
るうとしないことはもつと良くないこと。」とい
うことだ。

私は六年生でハンセン病のことを学習する前
は差別のことをなにも知らなかった。けれどそ
れは良くないことをしていたと知った。それと
同時に私は病気で差別されている人たちを医学
で救いたいと思った。なぜなら、ハンセン病も
きちんと病気のことを調べれば恐ろしい病気で
はないと分かり、ハンセン病患者さんが苦しむ
こともなかったからだ。医学で救うといっても、
薬剤師になって薬にくわしくなり薬の研究をし
たり、医者になって直接患者さんを診察したり
するなど様々な方法がある。けれど私はどんな
職業になつたとしても、藤崎さんがおしゃて
いた「知らないことは良くないこと。知ろうと
しないことはもつと良くないこと。」という言葉
を忘れず頑張りたいと思つた。

病の七の八んだ学々色

ぼくが「八の七の病」という言葉を初めて知
たのは、授業で総合の学習をしたときだ。最初
は、「何そと興味がおかた。だが八の七
の病のことを調べていくうちに、興味がおいて
きて、授業のチャイムが鳴り終るまで「も
と調べたい」と思っただけだった。

次の日になり、時間を確認したら、二時間
調べる時間があり、おもしろくなつた。た
くせん調べていくうちに、八の七の病に対する
差別への疑問もたくせんできた。その疑問を
研究授業の日、直接学校に来ていただいた回
復者の藤崎さんに質問する機会があった。ぼ
くも質問したかたが緊張して手を挙げてられ
なかつた。その後、すっかり後悔した。だから放
課後も八の七の病について、自分なりに調べ勉
強をした。

教員がたち、国立八の七の病資料館
へ行くこと決定した。これを調べてきた資料は、
国立八の七の病資料館で使われていた資料だ
たので、資料館に行く日聞いて「ぼくはう
れしく思つた。ぼくの友達も資料館に行つて
療養所での暮らしを聞いていたのかに
ついて調べてみたいと言つたので、ぼくも
そのことについて調べてみたいと思つた。

た。紙の資料では、分らないことでも、実際に
行ってみて、こんなことを感じ取りたいと考
えた。

国立ハルビンの資料館を尋ね、資料館に入
りまして、係の人がハルビン病について話をし
てくれた。その内容はこれまでぼくが調べてき
た内容と同じだった。これまで調べてきた内容
と同じだったことが、少し嬉しかった。その後ぼ
くは療養所生活についての資料を見に行きました。

療養所の中にいる人達は、みんな苦しんでいた。
感じだ。ハルビン病の人達は、せまい所に何人も
かたれどいあつかい方をしていた。

ぼくは、本気で争うせなかっただ。ハルビン病
の人達は、苦しくて一生懸命に生きまわるとし
ている。色々な女達に差別されてきた。女達か
らも差別。差別におそるしいことに先生までも差
別。そして本当の自分の名前を変えられてしま
うことまでされていた。

資料館での見学が終わった。ぼくは以前尋
ねた人がいた。

「知らないのはよくわかって。知ること女
が、心にもっとよくわかって。知ること女
こころがあった。この現実を多くの人に知って
もらいたい。その思いがよくなると。この女達も
ぼくは、その女達差別のない社会を目指して
いきたい。

研究授業を見た先生方の感想

- ハンセン病に対してここまで学習をしているのに感心した
- ハンセン病のみに焦点を当ててではなく、「そこから何を始められるのか」のまとめは、全ての人權課題につながると感じ
た
- 実際に資料館にいくなど、自分たちが主体となって調べている
ことに驚いた
- 教員も人權課題に対し、知識を付けていけなといけな
- 子どもたちの話している内容が、大人顔負けの内容だった

- コロナ禍の中、このような授業をおこなう意義が大いにあると感じた
- 「ハンセン病を学ぶ」のではなく、「ハンセン病から学ぶ」という視点に「なるほど」と思った
- 子どもが、「差別をなくすために大人の知識を正しく」という発言に、「勉強しないといけない」と感じた
- 授業の最後に先生が「この授業をスタートにして、これからの社会を君達はどう生きていくのか」という子供たちへの言葉が心に残りました

藤崎さんの講演を聞いた先生方の感想

- 講演を聞き、ハンセン病の実態がこれほどまでのことだということを知って知った
- ニュースでしかハンセン病についての知識がなかったので、とてもよい講演だった
- 講演内容に心が響いた。「社会とつながったこと」という言葉に涙が出た
- 当事者の方のお話を直接聞ける機会がとてありがたかったです。このような事実をなかつたことにはいたくないです、その役割には教育が欠かせないと改めて気づかされました。

成果

- 児童が情報対して分析するようになった
- 友達とトラブルになったとき、授業で学習したことを言うようになった
- 相手の話を聞こうとするようになった
- 相手の立場に立つようになって考えるようになった
- どんなことも「知ろう」とする心構えをもつようになった
- 優しくなった

課題

- 先生方の知識
- 「知ろう」としない先生方
- 元々「教えるのは無理」と諦めてしまう
- ベテラン教員から若手教員に対する指導・熱意
- 管理職の理解
- 時間数
- 資料の整理
- 当事者との関らせ方
- 費用面

藤崎 陸安 さん



藤崎さんから頂いた子供たちへの卒業メッセージ

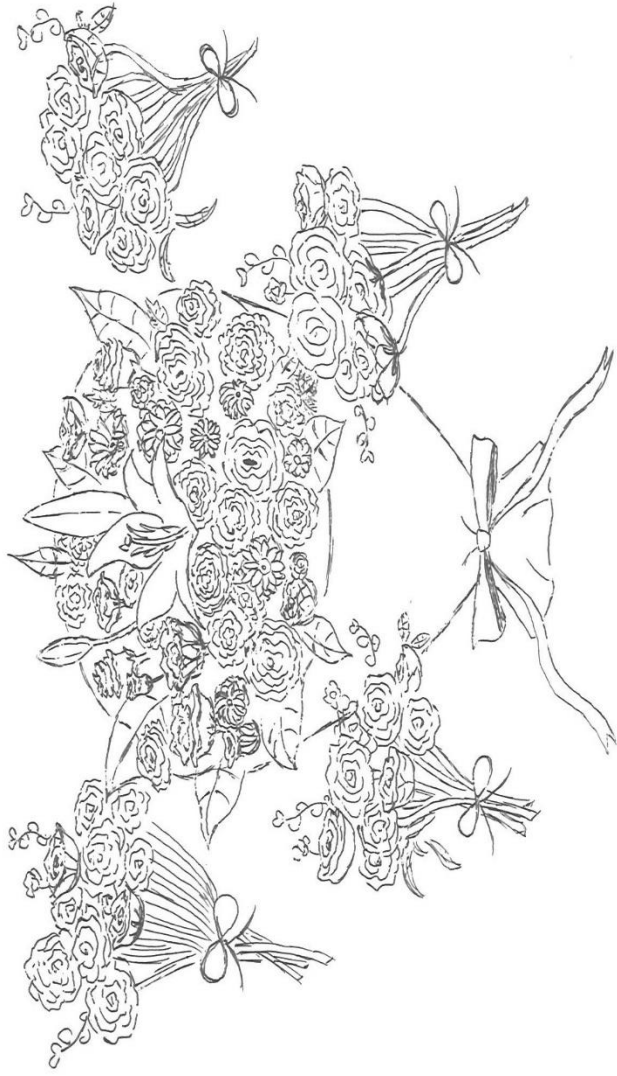


藤崎 陸安 さん

2023年9月14日ご逝去



藤山奇さんへ



2022年度
南成瀬小学校卒業生

藤崎さんの奥様へ（卒業生 Aさん）中学1年9月末日

このたびは藤崎さんのご逝去を聞き、心からお悔やみ申し上げます。私たちは藤崎さんにハンセン病差別問題の実態や現状、それを解決するために尽力する人が今でも大勢いることを教えていただきました。藤崎さんから教えていただいたことを、ハンセン病の差別問題に限らず、他の物事にも当てはまると思い、今でも、知らないのも、初めて知ったものを「正しく知る」ことを大切にしています。物事に対して、先入観や偏見をもったまま取り組まないためにも、その考えをもったまま、生きていきたいと思いません。

ハンセン病問題について昔起こった出来事の当事者の方々がご高齢になっっている今、子供の私たちが正しく知って後世に伝え、同じ過ちを繰り返さないようにしたいです。藤崎さんとの出会い、貴重なお話を聞いたのは間違いなく私の人生で貴重な経験でした。

藤崎さんと会わせてくださりありがとうございました。
心よりご冥福をお祈りします。

藤崎様へ（保護者）

藤崎陸安様のご逝去の報に接し、心からお悔やみ申し上げます。

藤崎様は南成瀬小学校やハンセン病資料館にて、子供たちに直接会ってハンセン病や差別についての貴重なお話をしていたまきました。私も息子を通して、ハンセン病や患者の皆様への心ない差別や偏見について初めて知ることができ、心より感謝しております。小学校6年生という若い年齢で藤崎様に出会い、お話を伺えたことは息子にとって一生心に残る経験になったと思います。どうぞお身体を大切になさってお過ごしくださいませ。

伊登

先日は町田市立南本郷小学校の職員のみな様と子どもたちからの供花がいつの間にかありました。まだ、いじり病についての講習で水達にて夫、陸安に子どもたちや保護者の方からお悔やみのお手紙も頂き感謝申し上げます。お手紙はあふれる量の中へ謙謝も頂きました。

藤崎陸安の伝えたことが、子どもたちにどのように伝わるかは先生方への指導の結果と掛く思いました。

子どもたちに父兄の方々のお水に状況や生活を真剣に想像し、為之にふたつが伝わるを祈りました。

家族を愛し、仲間のために仕事を負った

夫の正統は先朝の正統に非ざるべからざるなり
とす。

夫の正統は先朝の正統に非ざるべからざるなり
とす。

夫の正統は先朝の正統に非ざるべからざるなり
とす。

夫の正統は先朝の正統に非ざるべからざるなり
とす。

取具

十月二十三日

藤野野矢智子

沼田一臣様

追伸

先朝の正統は先朝の正統に非ざるべからざるなり
とす。

子供たちが大切にしていた

藤崎さんからの言葉

知らないということは

よくなること

知ろうとしないことは

もっとよくなること